



第4期佐野市地域福祉計画 第4次佐野市地域福祉活動計画

令和6 (2024) 年度~令和10 (2028) 年度



令和6 (2024) 年3月 栃木県佐野市 社会福祉法人佐野市社会福祉協議会





近年、急速な少子高齢化の進展に加え、人とのつながり の希薄化など、社会を取り巻く環境の変化により、市民の 抱える問題も複雑化、多様化しています。

さらには、単独世帯の増加や地域住民同士の交流の減少など、これまでの支え合いによる地域づくりが弱まりつつあります。このような中、国では「支え手」「受け手」という関係を超えて、「つながり」や「支え合い」のある地域共生社会の実現を進めています。

そこで、本市では、地域で支えあうまちづくりを推進するために、佐野市社会福祉協議会とともに「第4期佐野市地域福祉計画」及び「第4次佐野市地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。本計画においては、「みんなが集い ふれあい 支えあうまちづくり」を基本理念とし、こども・高齢者・障がい者をはじめ、誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域共生社会の実現に向けた取組の目標や目指すべきまちの姿などを定めています。

また、地域の人々の権利擁護支援の充実を目的とする「佐野市成年後見制度利用促進基本計画」、及び再犯防止の課題を地域で共有し、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域づくりを目的とする「佐野市再犯防止推進計画」を包含し、地域共生社会の実現に向け、地域福祉の取組と連携し一体的に進めてまいります。

計画の推進にあたっては、市民の皆様や関係団体、関係機関が協力して取り組むことが重要でありますので、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました佐野市地域福祉計画策定懇談会委員の皆様をはじめ、地区座談会やこども会議、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様並びに関係者の皆様方に心からお礼を申し上げます。

令和6(2024)年3月

佐野市長 金 子 裕



新型コロナウイルス感染症の大流行、急速な少子高齢化による人口減少、自然災害の多発など社会情勢は大きく変化し、課題や問題がより複雑かつ複合化しています。そのような中、住民同士のつながりを基盤として、地域の個人や団体、法人などが、お互いに支え合って、地域の中で共に暮らしていく、地域共生社会の実現が求められています。

佐野市社会福祉協議会では、市民の主体的な参加・参画のもと、ボランティアや関係団体・機関が相互に連携・協働しながら、地域福祉の向上を図っていくため、佐野市と一体的に「第4期佐野市地域福祉計画・第4次佐野市地域福祉活動計画」を策定しました。

策定の過程において、市民アンケートの実施、市内18の地区社会福祉協議会の区域にて実施した地区座談会や市内小・中学校・義務教育学校の児童・生徒の皆様が参加した、こども会議の中で、貴重なご意見をいただきました。

本計画では「みんなが集い ふれあい 支えあうまちづくり」を基本理念とし、4 つの基本目標を掲げ、いただいたご意見から課題を分析し、課題解決に向けて取り組んでまいります。

市民の皆様や関係機関・団体のより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた佐野市地域福祉活動計画策定懇談会委員の皆様及び地区座談会、こども会議の開催にあたり、ご協力いただいた皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和6(2024)年3月

社会福祉法人 佐野市社会福祉協議会

会長 半谷昌弘

目 次

第1章 言	計画の策定にあたって	
第1節	地域福祉とは	1
第2節	地域福祉の動向	2
第3節	地域共生社会の実現に向けて	3
第4節	計画の位置付け	4
第5節	計画の期間	8
第6節	計画の策定体制等	9
第2章 地	也域福祉を取り巻く状況	
第1節	統計データからみる本市の状況	13
第2節	アンケート調査結果からみる市民意識の現状	24
第3節	地区座談会(市民会議)結果からみる市民意識の現状	36
第4節	こども会議結果について	41
第5節	アンケート調査・地区座談会・こども会議等からみえる課題	43
第6節	成果指標の達成状況	48
第3章 基	基本理念と基本目標	
第1節	基本理念	53
第2節	基本目標	54
第3節	計画の体系	56
第4節	成果指標	57
\[SD(Gs」と本計画との関係	59
第4章 旅	布策の展開	
圏域の記	設定	63
【基本目	目標1】 健やかで元気に暮らせるまちづくり	64
【基本目	目標2】 快適により安全で安心して暮らせるまちづくり	72
【基本目	目標3】 市民参加による自立したまちづくり	82
【基本目	目標4】 地域福祉推進の体制づくり	90
第5章 言	計画の推進	

計画の推進体制......111

計画の進行管理......111

1

◎ 関連資料

1	佐野市地域福祉計画策定懇談会設置要綱	.115
2	策定懇談会委員名簿	. 117
3	佐野市地域福祉計画策定委員会設置要綱	.118
4	佐野市地域福祉計画推進委員会設置要綱	. 121
5	佐野市地域福祉活動計画策定懇談会設置要綱	. 123
6	佐野市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	. 125
7	計画の策定経過	. 129
8	用語集	. 131

第1章 計画の策定にあたって

第1節 地域福祉とは

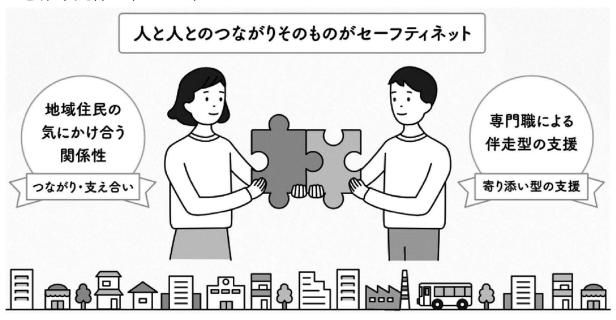
地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むことです。

かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しました。社会保障制度は、これまで、社会の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まったことに対応して、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきています。

しかし、高齢化や人口減少が進み、人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

■地域の支え合い(イメージ)



出典:厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

第2節 地域福祉の動向

(1)地域福祉を取り巻く環境の変化

[地域社会の変化]

血縁、地縁、社縁といった共同体の機能が脆弱化しています。人口減少が本格化し高齢 化も進む中で、民生委員児童委員や自治会役員など地域の担い手の確保に苦慮していると の声も多くなっています。

[福祉課題の多様化・複雑化]

個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが多様化・複雑化しています。例えば、社会的 孤立など関係性の貧困の社会課題化、ダブルケアやいわゆる8050問題など複合的な課 題や人生を通じて複雑化した課題の顕在化などの変化が見られます。

[災害時の支援ニーズへの対応]

近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応が問われています。防災、 減災の観点からも、地域の多様な担い手を育て、その連携を強めていくことが重要な課題 になっています。

[価値観の多様性]

外国人の増加や性的指向・ジェンダーアイデンティティ(性自認)の多様化など、社会 の構成員やその価値観の多様性は増しており、地域や社会がこのような多様性を受け止め る力を高めることが今後一層求められます。

(2) 地域福祉の施策の方向性

[専門職による伴走型支援]

専門職が時間をかけてアセスメントを行い、課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の 状態の変化に寄り添う継続的な支援です。

「住民相互のつながりによるセーフティネット)

地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を設けることを通じて、新たなつながりができ、地域住民同士が気にかけ合う関係性が生まれています。従来からの民生委員児童委員の活動に加え、ボランティア団体などによる「子ども食堂」、「認知症カフェ」など、地域において多様な社会的課題への取組が広がっています。

■地域福祉を取り巻く近年の国の動き

年 月	事項
平成 26 (2014) 年 1月	子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行
平成 27 (2015) 年 4月	生活困窮者自立支援法の施行
平成 27 (2015) 年 4月	介護予防・日常生活支援総合事業の開始
平成 28 (2016) 年 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、地域包括 ケアの深化と、地域共生社会の実現に向けた取組を推進
平成 29 (2017) 年 2月	「地域共生社会」の実現に向けた改革工程の決定
平成 29 (2017) 年 12 月	厚生労働省からの通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の 推進」による市町村地域福祉計画の策定ガイドラインの公表
平成30 (2018) 年 4月	改正社会福祉法の施行(市町村による地域住民と行政等との協働 による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地 域福祉計画の策定の努力義務化)
令和 3 (2021) 年 4月	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 の施行

第3節 地域共生社会の実現に向けて

(1)地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を 超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いなが ら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方です。

(2) 地域共生社会の実現に向けた取組の経緯

高齢化の中で人口減少が進行している日本では、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。 人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

第4節 計画の位置付け

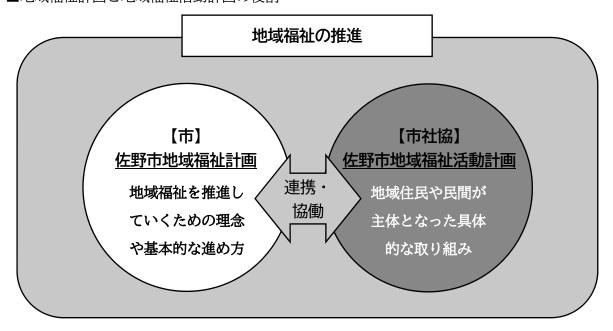
本計画のうち、地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、佐野市が策定する「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

また、地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく社会福祉協議会の事業の計画的な推進を目的に、社会福祉法人佐野市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が策定します。

地域福祉活動計画は地域福祉の理念の実現に向けて、市民による地域福祉活動、ボランティア・NPO活動など、地域の多様な主体の自主的な参加による地域福祉活動の活性化に向けて、 具体的な取組を定める計画です。

地域福祉推進に向けた基盤づくりを目的とする地域福祉計画と、具体的な活動を定める地域福祉活動計画を一体的に策定することにより、行政、市民、団体、ボランティア・NPO、事業者など、地域の多様な主体の役割を明らかにし、全体で支え合う福祉のまちづくりを推進します。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の役割



【参考】社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する 地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下 「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構 成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会 が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5. 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(市町村社会福祉協議会および地区社会福祉協議会 ※)

- 第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4. 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ※ 第 109 条中の「地区社会福祉協議会」とは、政令指定都市における「〇〇区社会福祉協議会」を 指しています。

■本市関連計画との整合

地域福祉計画の策定にあたっては、「第2次佐野市総合計画」を上位計画とし、「第7期佐野市障がい者福祉計画・第3期佐野市障がい児福祉計画」、「第2期佐野市子ども・子育て支援事業計画」、「佐野市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「さの健康21プラン(第2期計画)」、「第3次佐野市スポーツ推進基本計画」、「第2次佐野市生涯学習推進基本構想・基本計画」、「佐野市バリアフリー基本構想」等の、本市の関連計画との整合を図り、策定しました。

また、市社協が策定する「第4次佐野市地域福祉活動計画」と一体的に策定し、連携・協働 を図りながら推進します。

さらに、今回の計画策定にあたっては、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に基づく「市町村による成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する 法律第 8 条第 1 項に基づく「地方再犯防止推進計画」について、本計画の中に位置付け、地域 福祉の推進施策と一体的に取り組みを進めることで、より効果的な施策の展開を図ります。

■関連諸計画との関連図

第2次佐野市総合計画 佐野市 ● 第7期佐野市障がい者福祉計画・第3期佐野市障がい児福祉計画 ● 第2期佐野市子ども・子育て支援事業計画 ● 佐野市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 ● さの健康21プラン(第2期計画) 第3次佐野市スポーツ推進基本計画 ● 第2次佐野市生涯学習推進基本構想・基本計画 ● 佐野市バリアフリー基本構想 など □ 整合・連携 第4期佐野市地域福祉計画 · 佐野市成年後見制度利用促進基本計画 · 佐野市再犯防止推進計画 を含む 連携・協働 -体的に策定 市社協 第4次佐野市地域福祉活動計画

■本市関連計画の概要

計画名	概 要
第2次佐野市総合計画	まちづくりの全ての分野における行財政運営の基本となる"最上位
(2018年度~2029年度)	計画"であり、総合的かつ計画的な行財政運営を進めていくための指
	針。「保健・医療・福祉の充実」や「安全・安心・快適な住環境の整備」、
	「子育て・保育・教育環境の充実」を重視する佐野市民の意識を反映
	したものであり、参画・協働のまちづくりを進めるための共通の目標
	としている。
第7期佐野市障がい者福祉	障がい者福祉の理念や施策に関する計画である「障がい者計画」と、
計画・第3期佐野市障がい	障がい福祉サービス、地域生活支援事業、障がい児通所支援等の確保
児福祉計画	に関する計画である「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を一体的
(2024年度~2026年度)	に策定したもの。
	障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らせる地
	域共生社会の実現をめざして、施策の推進を図ることとしている。
第2期佐野市子ども・子育	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の
て支援事業計画	実施に関する事項を明らかにしたもの。
(2020年度~2024年度)	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよ
	う、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関連する施策を円
	滑に実施することとしている。
佐野市高齢者保健福祉計	老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、高齢者福祉施
画・第9期介護保険事業計	策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにしたもの。
画	地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組を進め、高齢者が
(2024年度~2026年度)	地域で自立した生活を営めるような地域共生社会を目指すこととして
	いる。また、地域コミュニティの人材や社会資源を最大限に活用し、
\ 0 /## 0 1 -0 ~ \	地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めることとしている。
さの健康21プラン	健康増進法第8条第2項に基づき策定する、市町村健康増進計画。
(第2期計画)	地域や行政が連携して、個人の健康づくりを支え、一人でも多くの
(2014年度~2025年度)	市民が心身ともに健康でいられるよう「健康寿命の延伸」を推進する。
 第3次佐野市スポーツ推進	 「スポーツ基本法」における「地方スポーツ推進計画」であり、「ス
基本計画	ポーツで活力と健康あふれる佐野市の創造」を掲げ、スポーツを基盤
(2022 年度~2025 年度)	に市民が豊かに暮らし、スポーツツーリズムとの調和によって賑やか
	に人が行き交う活力の溢れるまちを将来像としたもの。
第2次佐野市生涯学習推進	生涯学習推進施策の指針であるとともに、生涯学習やまちづくりの
基本構想・基本計画	推進における、参画と協働を市民に対して呼びかけることを目的とし
(2019年度~2029年度)	たもの。
	「『私』の楽習から始まる参画と協働」を基本理念のメインテーマと
	して、個人の学習からまちづくりへの参画・協働に発展していくこと
	を目指し、総合行政による生涯学習推進を図ることとしている。
佐野市バリアフリー基本構	国のバリアフリー新法に基づき、重点整備地区を定め、当該地区に
想	おけるバリアフリー化を推進するための構想。
(2017年度~2026年度)	高齢者、障がい者等が利用する施設が集まる佐野駅周辺地区を重点
	整備地区とし、建築物や道路、公園等の重点的かつ一体的なバリアフ
	リー化を推進することを目的としている。

第5節 計画の期間

本計画は、令和6 (2024) 年度から令和 10 (2028) 年度までの5年間を計画期間とします。 また、必要に応じ、中間年に計画の見直しを行います。

■本計画及び本市関連計画の期間

年 度	令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度
佐野市総合計画	第2次	(中期)	j	第2次(後期)	
佐野市地域福祉計画・佐野市 地域福祉活動計画		<u> </u>	第4期・第42	欠	
佐野市障がい者福祉計画・佐 野市障がい児福祉計画	第7期・第3期 第8期・第4期				・第4期
佐野市子ども・子育て支援事 業計画	第2期	第2期 第3期			
佐野市高齢者保健福祉計画 · 介護保険事業計画	第9期 第10期			0 期	
さの健康21プラン	第2	第2期 第3期			
佐野市スポーツ推進基本計画	第3	第3次 第4次			
佐野市生涯学習推進基本計画	第2次(中期) 第2次(後期)				
佐野市バリアフリー基本構想		今期		次	期

第6節 計画の策定体制等

本計画の策定においては、「市民参加」の考え方を重視し、市民意見の反映に向けて、次の体制・手順により策定しました。

■計画の策定体制等

●市民アンケート調査

市民意向の把握 令和4(2022)年度

(町会長等町会役員、地区民生委員児童委員、シニアクラブ会員、高齢者サロン利用者等の高齢者、地区女性会等の女性団体、子ども会育成会等 PTA 関係者、福祉協力員等見守り活動関係者、ボランティアなど地域活動に取り組んでいる人を対象とした調査)

●地区座談会(市民会議)

(18 の地区において開催、市民(合計325名)による意見交換会)

●こども会議

(小学生 13 名、中学生 15 名によるグループディスカッション)

課題の把握

●市・市社協

(市民意向や社会資源等の整理、課題抽出作業等)

計画原案の検討

●佐野市地域福祉計画策定委員会(市)·佐野市地域福祉活動計画策定委員会(市社協)

(庁内各課、社協職員で構成される検討組織)

●佐野市地域福祉計画策定懇談会・佐野市地域福祉活動計画策定懇談会 (有識者、公募市民、関係機関・団体の代表者で構成される検討組織)

市民意見の公募

●パブリック・コメント手続

(市民等から計画案に対する意見等を求める)

計画の決定

●市・市社協において計画の決定

計画の公表・実践

第2章 地域福祉を取り巻く状況

第1節 統計データからみる本市の状況

(1)人口の状況

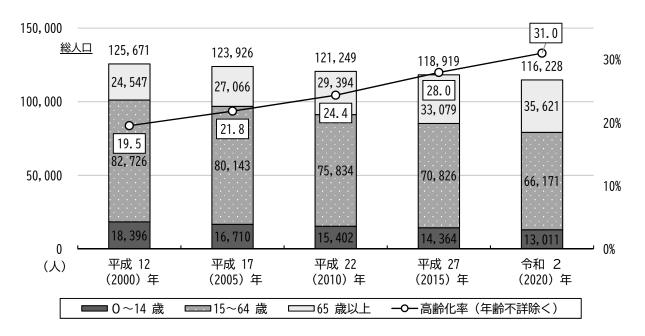
本市の人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和 2 (2020) 年では 116,228 人となっており、5年前の平成 27 (2015) 年より 2,691 人減少しています。

年齢3区分別では、令和2 (2020) 年では、15 歳未満は13,011 人、15~64 歳は66,171 人であり、それぞれ5年前より1,353 人、4,655 人減少しています。

一方、65 歳以上では、令和 2 (2020) 年では 35,621 人であり、5 年前より 2,542 人増加しています。令和 2 (2020) 年の高齢化率は 31.0%と、20 年前の平成 12 (2000) 年より 11.5 ポイント増加しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

■人口の推移

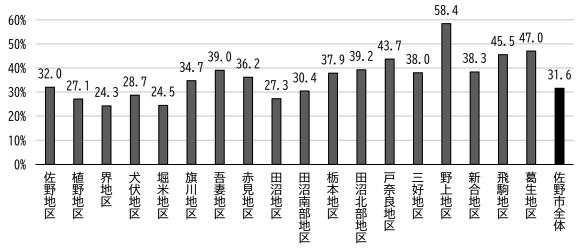
(単位:人)	平成 12	平成 17	平成 22	平成 27	令和2
	(2000)年	(2005)年	(2010)年	(2015)年	(2020)年
65 歳以上	24, 547	27,066	29, 394	33, 079	35, 621
15~64 歳	82,726	80, 143	75,834	70,826	66, 171
0~14 歳	18, 396	16, 710	15, 402	14, 364	13, 011
総数(年齢不詳除く)	125, 669	123, 919	120,630	118, 269	114, 803
総人口(年齢不詳含む)	125, 671	123, 926	121, 249	118, 919	116, 228
高齢化率(年齢不詳除く)	19.5	21.8	24. 4	28.0	31.0



資料:国勢調査(総人口には年齢不詳含む)

■地区別人口・地区別高齢化率の推移

	令和3(20		令和4(20)22) 年度	前年比較増減	
	(R4.3.3	1 現在)	(R5.3.3	1 現在)	削牛儿	双 词 测
	65 歳以上	高齢化率	65 歳以上	高齢化率	65 歳以上	高齢化率
	人口(人)	(%)	人口(人)	(%)	人口(人)	(%)
佐野地区	3, 710	32.01	3, 676	32.00	▲34	-0.01
植野地区	4, 478	26.90	4, 474	27.11	4	0.21
界地区	1,770	24. 25	1,784	24. 27	14	0.02
犬伏地区	5, 307	28. 57	5, 322	28. 71	15	0.14
堀米地区	3,009	24. 17	3, 035	24. 46	26	0.29
旗川地区	1, 401	34.30	1, 408	34. 71	7	0.41
吾妻地区	815	38. 21	815	39.03	0	0.82
赤見地区	3,068	35.95	3, 035	36.15	▲33	0.21
田沼地区	2, 400	27. 44	2, 397	27. 26	▲3	-0.18
田沼南部地区	1, 412	29.59	1, 432	30.44	20	0.85
栃本地区	699	37.52	692	37.86	▲ 7	0.34
田沼北部地区	862	39.32	855	39. 24	▲ 7	-0.09
戸奈良地区	465	42.62	464	43.69	▲1	1.07
三好地区	822	37.41	814	38.00	▲8	0.59
野上地区	488	55.96	493	58.41	5	2.45
新合地区	1, 214	37.00	1, 227	38.33	13	1.33
飛駒地区	506	43.77	513	45. 52	7	1.75
葛生地区	3, 797	46. 19	3, 760	47.02	▲37	0.84
合 計	36, 223	31.31	36, 196	31.56	▲27	0. 25



※令和4(2022)年度(5.3.31現在) 地区別高齢化率(%)

資料:介護保険課

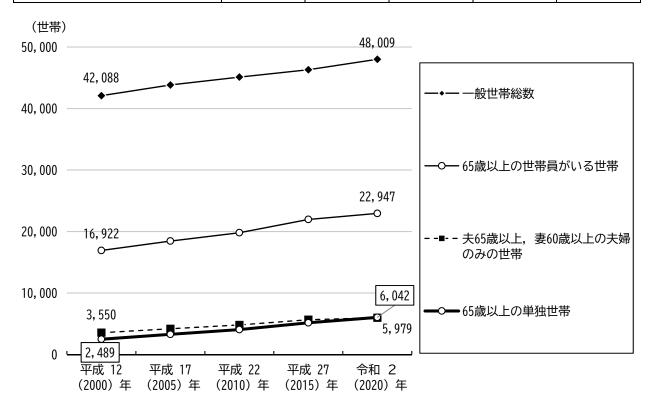
(2)世帯の状況

平成 12 (2000) 年から令和 2 (2020) 年にかけて、本市の一般世帯総数は 42,088 世帯から 48,009 世帯へと 5,921 世帯増加しています。

65 歳以上の高齢者のいる世帯は 16,922 世帯から 22,947 世帯へと 6,025 世帯増加しています。 またその中で、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみ世帯、65 歳以上の一人暮らし世帯ともに増加しており、特に 65 歳以上の一人暮らし世帯は 2,489 世帯から 6,042 世帯へと 2 倍以上に増加しています。

■世帯数の推移

(単位:世帯)	平成 12	平成 17	平成 22	平成 27	令和2
(+12 - 113)	(2000)年	(2005)年	(2010)年	(2015)年	(2020)年
一般世帯総数	42, 088	43, 830	45, 108	46, 301	48,009
65歳以上の世帯員がいる世帯	16, 922	18, 452	19, 806	21, 965	22, 947
夫 65 歳以上, 妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯	3, 550	4, 182	4, 810	5, 658	5, 979
65 歳以上の単独世帯	2, 489	3, 289	4, 054	5, 163	6, 042



資料:国勢調査

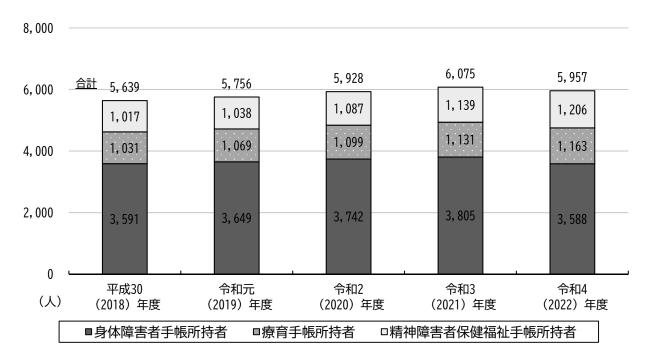
(3) 障がい児者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳では、平成30(2018)年度から令和3(2021)年度にかけて、3,591人から3,805人へと214人増加しましたが、令和4(2022)年度では3,588人と前年度より217人減少しています。

また、療育手帳所持者では、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度にかけて、1,031人から1,163人へと132人増加、精神障害者保健福祉手帳所持者においても同様に1,017人から1,206人へ189人増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移

	平成 30	令和元	令和2	令和3	令和4
(人)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)
	年度	年度	年度	年度	年度
身体障害者手帳所持者	3, 591	3, 649	3, 742	3, 805	3, 588
療育手帳所持者	1, 031	1,069	1,099	1, 131	1, 163
精神障害者保健福祉手帳所持者	1, 017	1,038	1,087	1, 139	1, 206
合 計	5, 639	5, 756	5, 928	6,075	5, 957



資料:障がい福祉課(各年度末現在)

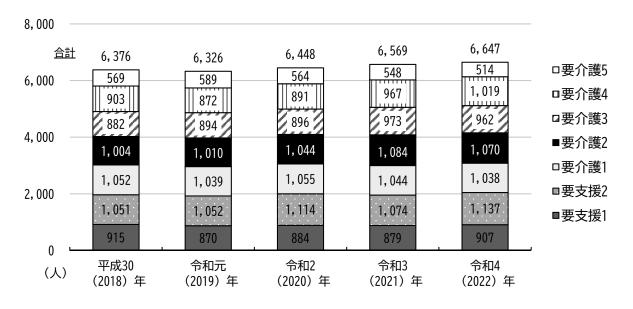
(4)介護保険認定者の状況

平成 30 (2018) 年から令和4 (2022) 年にかけて、本市の介護保険認定者数は、6,376 人から 6,647 人へと増加傾向にあります。

平成30(2018)年と比べると、特に要介護4で1.1倍と増加幅が大きくなっています。

■介護保険認定者数の推移

	平成 30	令和元	令和2	令和3	令和4
(人)	(2018) 年	(2019) 年	(2020)年	(2021) 年	(2022) 年
要支援 1	915	870	884	879	907
要支援 2	1,051	1,052	1, 114	1,074	1, 137
要介護 1	1,052	1,039	1,055	1, 044	1,038
要介護 2	1,004	1,010	1,044	1,084	1,070
要介護 3	882	894	896	973	962
要介護 4	903	872	891	967	1, 019
要介護 5	569	589	564	548	514
合 計	6, 376	6, 326	6, 448	6, 569	6, 647



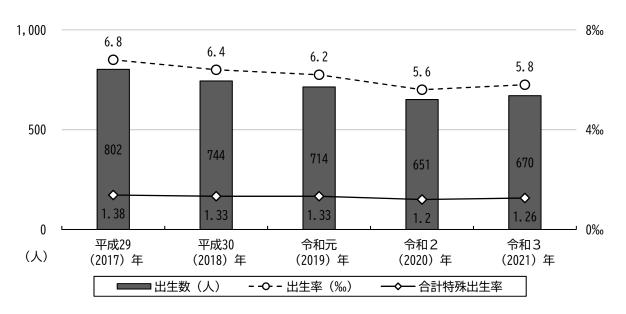
資料:介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

(5) こどもの状況

平成 29 (2017) 年から令和 3 (2021) 年にかけて、本市の出生数は平成 29 (2017) 年の 802 人をピークに減少傾向となっています。合計特殊出生率*については、平成 29 (2017) 年の 1.38 をピークに、令和 3 (2021) 年では 1.26 へと減少しています。

■出生数の推移

	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和 2 (2020)年	令和3 (2021)年
出生数(人)	802	744	714	651	670
出生率(‰)	6.8	6.4	6.2	5. 6	5.8
合計特殊出生率	1.38	1.33	1.33	1. 20	1.26



※合計特殊出生率:15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性がその年齢別出 生率で一生に産むこどもの数の平均を表す数値

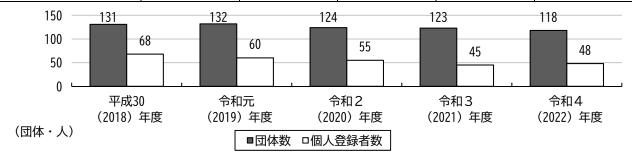
資料:栃木県保健統計年報

(6) ボランティア・NPO登録数の状況

平成30 (2018) 年度から令和4 (2022) 年度にかけて、本市のボランティア・NPO団体数は131 団体から118 団体へと減少しています。個人登録者数についても68 人から48 人へと減少しています。

■ボランティア・NPO登録数の推移

	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
団体数(団体)	131	132	124	123	118
個人登録者数(人)	68	60	55	45	48



※佐野市市民活動センターへの登録数

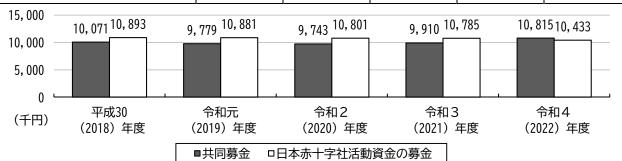
資料:佐野市市民活動センター(各年度末現在)

(7)募金活動の状況

平成30(2018)年度から令和4(2022)年度にかけて、共同募金額及び日本赤十字社活動資金の募金額は10,000千円程度となっています。

■募金活動の推移

(千円)	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
共同募金	10,071	9, 779	9, 743	9,910	10,815
日本赤十字社活動資金の募金	10,893	10, 881	10, 801	10, 785	10, 433



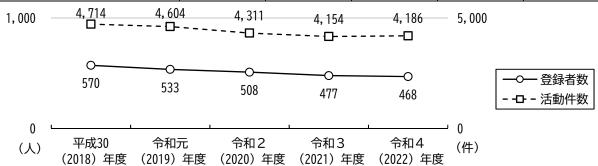
資料:社会福祉課、市社協(各年度末現在)

(8) シルバー人材センターの状況

平成 30 (2018) 年度から令和 4 (2022) 年度にかけて、シルバー人材センターの登録者数は 570 人から 468 人へと減少しています。また、活動件数は 4,714 件から 4,186 件へと減少しています。

■シルバー人材センター登録者数・活動件数の推移

	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
登録者数(人)	570	533	508	477	468
活動件数(件)	4, 714	4, 604	4, 311	4, 154	4, 186



資料:シルバー人材センター(各年度末現在)

(9) 生活保護の状況

平成30 (2018) 年度から令和4 (2022) 年度にかけて、被保護世帯は971 世帯から1,037 世帯へと増加しています。また、被保護人員は、1,178 人から1,204 人へと増加しています。

■被保護世帯等の推移

■ 依保護世年	ず守り作物					
		平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
被保護世帯	(世帯)	971	981	987	1,007	1,037
被保護人員	(人)	1, 178	1,168	1, 171	1, 174	1, 204
1,500	1,178	1, 168	1, 17		l, 174	1, 204
1,000 -	0				0	<u>-</u> 0
500	971	981	987	1	1,007	1,037
500 -						
0 -				L	L	
	平成30	令和元	令和 2		6和3	令和4
(世帯・人)	(2018)年度	(2019)年度	(2020)	年度 (20	21) 年度	(2022) 年度
		—o— 被保	護世帯 -	被保護人員		
					시·키·스/큐키/#	1 /女尸虚式护\

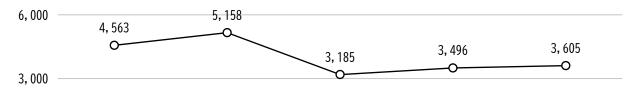
資料:社会福祉課(各年度平均)

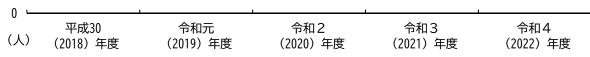
(10) 避難行動要支援者の状況

平成30(2018)年度から令和4(2022)年度にかけて、避難行動要支援者名簿登録者数は3,000 人台から5,000人台で推移しています。

■避難行動要支援者数の推移

	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
避難行動要支援者名簿登録者数(人)	4, 563	5, 158	3, 185	3, 496	3, 605





資料:社会福祉課(各年度末現在)

(11) 地域活動の状況

平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度にかけて、町会加入世帯数は 43,485 世帯から 43,460 世帯へほぼ横ばいとなっています。また、加入率は 85%から 83%へと推移しています。

■町会加入世帯数・加入率の推移

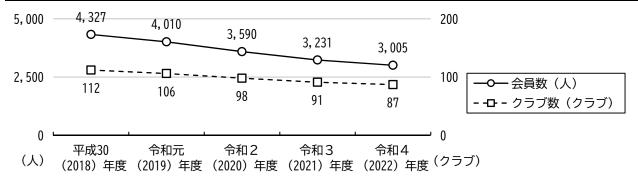
<u> </u>	■·引 公加八 医中数							
			令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度		
加入世帯数	(世帯)	年度 43,485	43, 438	43, 707	43, 479	43, 460		
加入率(%	加入率(%)		85	84	83	83		
60, 000 — 30, 000 —	85	85 	84 	83 43, 479	83 	<u> </u>		
0 —			今和 2 (2020)年度	<u>,</u> 令和3 (2021)年	 令和 度 (2022)	0%		
	(E010) TIX	———加		- 加入率	(LULL)	1 IX		

資料:市民生活課(各年4月1日現在)

老人クラブ会員数は、平成 30 (2018) 年度から令和 4 (2022) 年度にかけて、4,327 人から 3,005 人へと減少しています。また、クラブ数は 112 クラブから 87 クラブへと減少しています。

■老人クラブ会員数・クラブ数の推移

	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
会員数 (人)	4, 327	4, 010	3,590	3, 231	3,005
クラブ数 (クラブ)	112	106	98	91	87



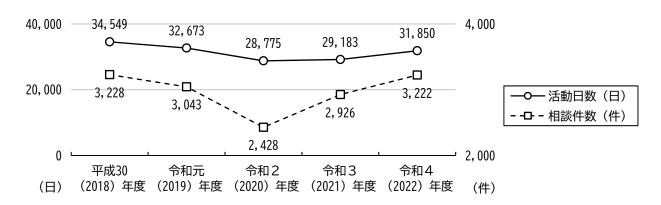
資料:いきいき高齢課(各年度末現在)

民生委員児童委員の活動日数は、平成30 (2018) 年度の34,549 日から令和2 (2020) 年度では28,775 日へと16.7%減少しましたが、以降増加傾向にあり令和4 (2022) 年度では31,850 日となっています。

また、相談件数も同様の傾向がみられますが、令和4(2022)年度では3,222件と平成30(2018)年度の水準まで戻っています。

■民生委員児童委員活動の推移

	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
活動日数(日)	34, 549	32, 673	28, 775	29, 183	31,850
相談件数(件)	3, 228	3, 043	2, 428	2, 926	3, 222



資料:社会福祉課(各年度末現在)

(12) 安全・安心の状況

平成30 (2018) 年から令和4 (2022) 年にかけて、本市の救急出場件数は4,634 件から4,879 件へと増加しています。平成30 (2018) 年から令和3 (2021) 年にかけては、「急病」は減少傾向にありましたが、令和4 (2022) 年に大きく増加しています。

■救急出場件数の推移

(件)	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021)年	令和4 (2022) 年
火災	23	36	33	33	19
自然災害	0	18	0	0	0
水難	1	4	4	2	2
交通	488	464	384	403	353
労働災害	48	54	52	51	49
運動競技	16	11	9	12	14
一般負傷	532	613	530	507	543
加害	24	13	20	18	17
自損行為	38	31	33	42	37
急病	3,068	3, 049	2,874	2,870	3, 457
その他	396	446	426	411	388
総数	4, 634	4, 739	4, 365	4, 349	4, 879

資料:消防本部調(各年1~12月の合計)

第2節 アンケート調査結果からみる市民意識の現状

(1)調査の概要

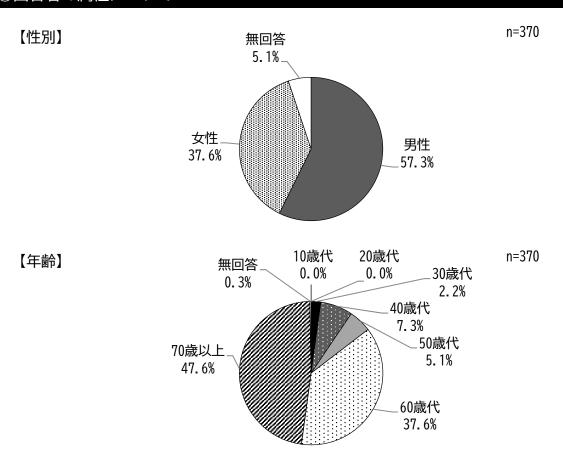
令和4 (2022) 年度に、地域福祉の推進に向け、地域活動に取り組まれている方を対象として、近所付き合いやボランティア活動、地域福祉活動等に関するご意見をうかがい、本計画の策定に反映することを目的に、アンケート調査を実施しました。

(2)調査概要について

調査対象者	調査方法	回収数
町会長等町会役員、地区民生委員児童委員、シニアクラ		
ブ会員、高齢者サロン利用者等の高齢者、地区女性会等		10 ₩፫ ኑነ
の女性団体、子ども会育成会等 PTA 関係者、福祉協力員	がおります。	18 地区より 370 件
等見守り活動関係者、ボランティアなど地域活動に取り	1寸参凹収	310
組んでいる人		

(3) 調査結果について (グラフ中のn=OOは回答人数を表しています)

①回答者の属性について

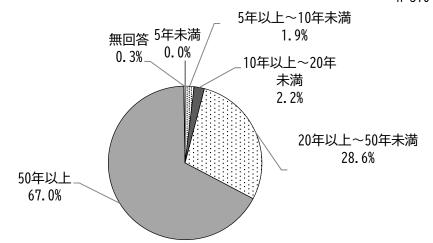


【居住地区】

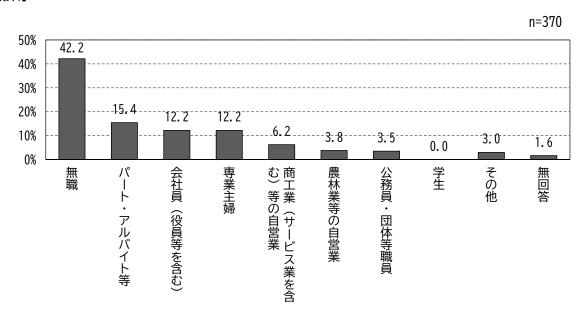
地区名	n	%	地区名	n	%
1. 佐野地区	20	5.4	11. 栃本地区	25	6.8
2. 植野地区	16	4.3	12. 田沼北部地区	17	4.6
3. 界地区	15	4. 1	13. 戸奈良地区	21	5.7
4. 犬伏地区	18	4.9	14. 三好地区	22	5.9
5. 堀米地区	12	3. 2	15. 野上地区	12	3.2
6. 旗川地区	22	5.9	16. 新合地区	21	5.7
7. 吾妻地区	24	6.5	17. 飛駒地区	19	5 . 1
8. 赤見地区	21	5.7	18. 葛生地区	35	9.5
9. 田沼地区	29	7.8	全体	370	100.0
10. 田沼南部地区	21	5.7			

【居住年数】





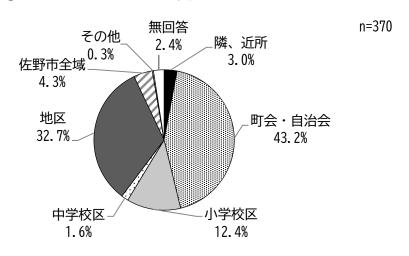
【職業】



②「地域」について

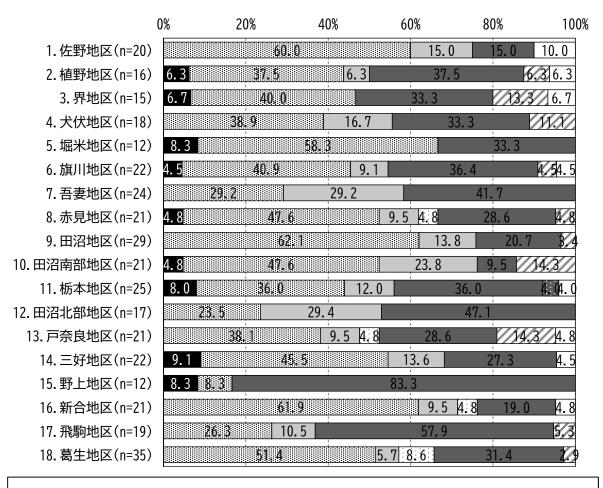
【地域の範囲】

回答者が考える「地域」については、「町会・自治会」が 43.2% と最も多く、次いで「地区」が 32.7%、「小学校区」が 12.4%となっています。



(地区別)

地区別でみると、「15.野上地区」では「地区」が83.3%と最も多く、「9.田沼地区」「16.新合地区」「1.佐野地区」で「町会・自治会」が6割以上と多くなっています。

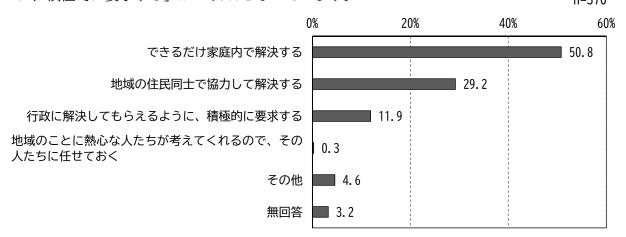


■隣、近所 ③町会・自治会 □小学校区 □中学校区 ■地区 『佐野市全域 ■その他 □無回答

③「助け合い」について

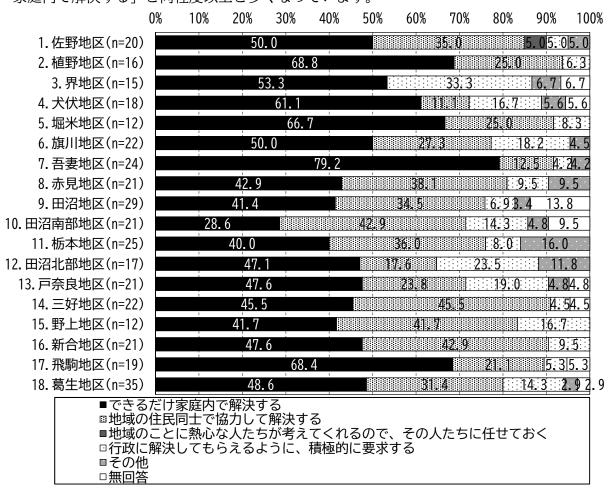
【助け合いの方法】

日常生活の中で起こる問題に対しては、「できるだけ家庭内で解決する」が 50.8%と最も多く、次いで「地域の住民同士で協力して解決する」が 29.2%、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求する」が 11.9%となっています。 n=370



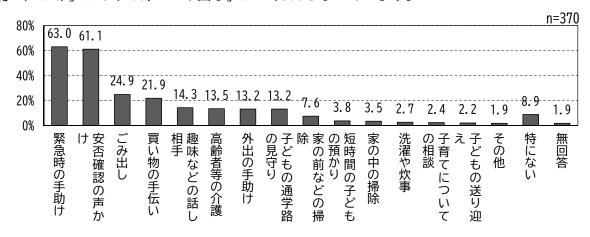
(地区別)

各地区において「できるだけ家庭内で解決する」が多くなっていますが、「10.田沼南部地区」「14.三好地区」「15.野上地区」では「「地域の住民同士で協力して解決する」が「できるだけ家庭内で解決する」と同程度以上と多くなっています。



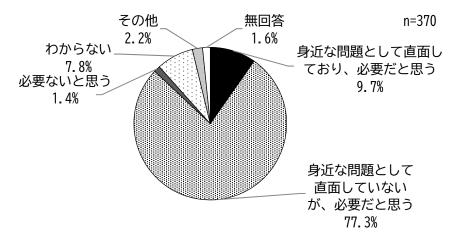
【地域の人にしてほしい手助け】

地域の人にしてほしい手助けは、「緊急時の手助け」が 63.0%と最も多く、次いで「安否確認の声かけ」が 61.1%、「ごみ出し」が 24.9%となっています。



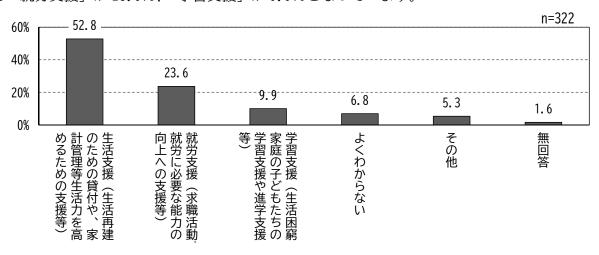
【生活困窮者に対する支援の必要性ついて】

生活困窮者に対する支援については、「必要だと思う」が87.0%となっており、そのうち「身近な問題として直面しており、必要だと思う」が9.7%となっています。



【生活困窮者に対する具体的な支援内容】

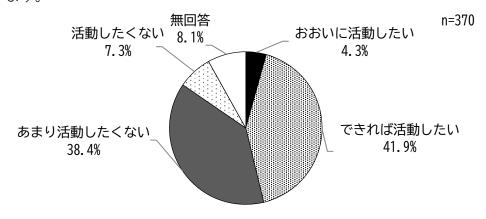
生活困窮の問題に対する具体的な支援については、「生活支援」が52.8%と最も多く、次いで「就労支援」が23.6%、「学習支援」が9.9%となっています。



④ボランティア活動等について

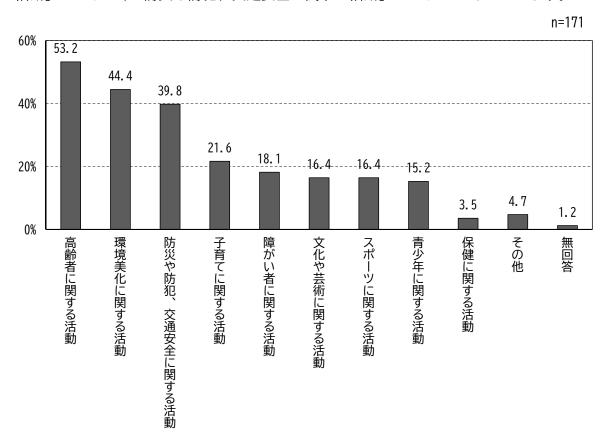
【ボランティア活動・NPO活動への参加意向】

今後のボランティア活動・NPO活動への参加意向については、「できれば活動したい」が 41.9%と最も多く、「おおいに活動したい」と「できれば活動したい」を合わせて 46.2%となっています。一方で、「活動したくない」と「あまり活動したくない」を合わせると 45.7%となっています。



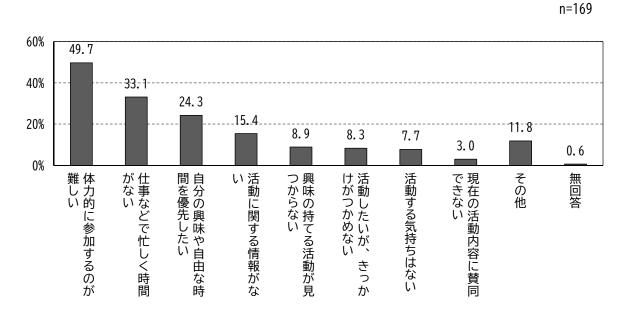
【ボランティア活動・NPO活動でしたい内容】

活動したい内容は、「高齢者に関する活動」が53.2%と最も多く、次いで「環境美化に関する活動」が44.4%、「防災や防犯、交通安全に関する活動」が39.8%となっています。



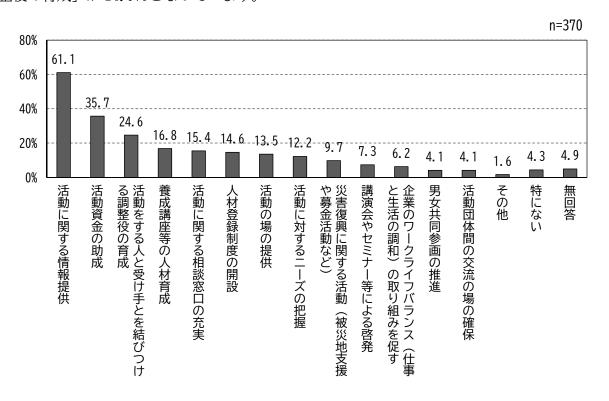
【ボランティア活動・NPO活動をやりたくない理由】

活動したくない理由は、「体力的に参加するのが難しい」が 49.7%と最も多く、次いで「仕事などで忙しく時間がない」が 33.1%、「自分の興味や自由な時間を優先したい」が 24.3%となっています。



【ボランティア活動・NPO活動の活性化のため行政・関係機関が取り組むべきこと】

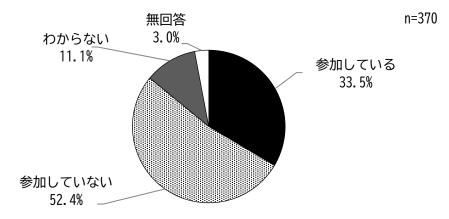
行政・関係機関が取り組む必要があることについては、「活動に関する情報提供」が 61.1% と最も多く、次いで「活動資金の助成」が 35.7%、「活動をする人と受け手とを結びつける調整役の育成」が 24.6%となっています。



⑤防災活動について

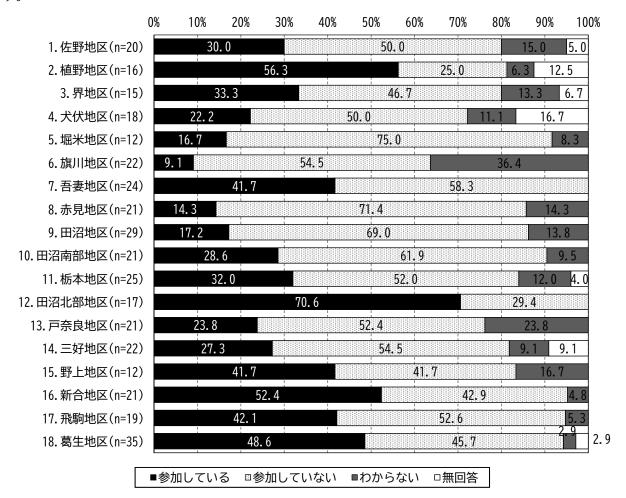
【防災訓練への参加状況】

防災訓練への参加状況は、「参加している」が 33.5%、「参加していない」が 52.4%となっています。



(地区別)

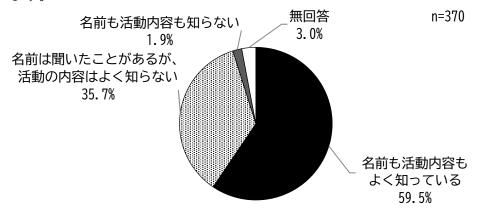
防災訓練への参加状況を地区別に見ると、「参加している」割合は、「12.田沼北部地区」が70.6%と最も多く、次いで「2.植野地区」が56.3%、「16.新合地区」が52.4%となっています。



⑥社会福祉協議会について

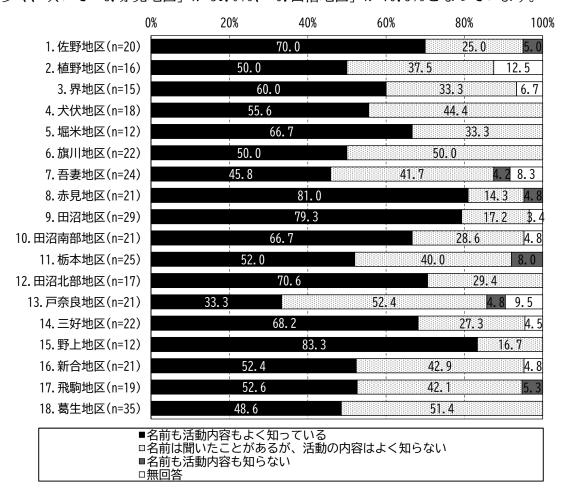
【社会福祉協議会の認知度】

社会福祉協議会の認知度は、「名前も活動内容もよく知っている」が 59.5%、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が 35.7%、「名前も活動内容も知らない」が 1.9% となっています。



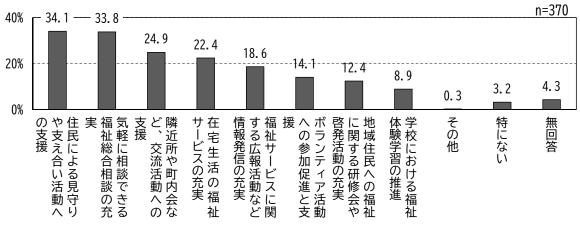
(地区別)

地区別に見ると、「名前も活動内容もよく知っている」割合は、「15.野上地区」が 83.3%と 最も多く、次いで「8.赤見地区」が 81.0%、「9.田沼地区」が 79.3%となっています。



【社会福祉協議会の活動・支援で充実してほしいもの】

社会福祉協議会の活動・支援で充実してほしいものは、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が34.1%と最も多く、次いで「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が33.8%、「隣近所や町内会など、交流活動への支援」が24.9%となっています。



(地区別)

地区別に見ると、「住民による見守りや支え合い活動への支援」では「5. 堀米地区」「13. 戸奈良地区」「15. 野上地区」が、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」では「5. 堀米地区」「12. 田沼北部地区」が5割以上と多くなっています。また、「1. 佐野地区」「2. 植野地区」では「隣近所や町内会など、交流活動への支援」が、「3. 界地区」では「在宅生活の福祉サービスの充実」が4割以上と多くなっています。

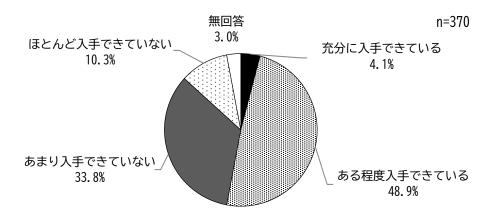
単位:(%) 各地区上位1項目に着色

	の支援 や支え合い活動へ 住民による見守り	実福祉総合相談の充気軽に相談できる	支援 交流活動への 隣近所や町内会な	ービスの充実在宅生活の福祉サ	情報発信の充実する広報活動など福祉サービスに関	援への参加促進と支	啓発活動の充実 に関する研修会や 地域住民への福祉	体験学習の推進学校における福祉	その他	特にない
全体(n=370)	34.1	33.8		22.4	18.6		12.4	8.9	0.3	3.2
1. 佐野地区(n=20)	30.0	40.0	45.0	20.0	20.0	10.0	5.0	0.0	0.0	5.0
2. 植野地区(n=16)	31.3	37.5	43.8	12.5	12.5	12.5	31.3	0.0	0.0	0.0
3. 界地区(n=15)	33.3	26.7	33.3	40.0	6.7	13.3	6.7	6.7	0.0	0.0
4. 犬伏地区(n=18)	27.8	27.8	16.7	22. 2	27.8	16.7	11.1	5.6	0.0	0.0
5. 堀米地区(n=12)	58.3	58.3	25.0	25.0	33.3	8.3	8.3	8.3	0.0	0.0
6. 旗川地区(n=22)	27.3	27.3	31.8	18. 2	13.6		18.2	4.5	0.0	18.2
7. 吾妻地区(n=24)	12.5	45.8	16.7	20.8	16.7	20.8	8.3	12.5	0.0	8.3
8. 赤見地区(n=21)	38.1	38. 1	28.6	23.8				0.0	0.0	0.0
9. 田沼地区(n=29)	34.5	34. 5	24. 1	10.3	10.3	20.7	6.9	17. 2	0.0	3.4
10. 田沼南部地区(n=21)	33.3	42.9	14.3	23.8	14.3	9.5	23.8	14.3	0.0	4.8
11. 栃本地区(n=25)	44.0	36.0	24.0	28.0	12.0	8.0	16.0	12.0	4.0	0.0
12. 田沼北部地区(n=17)	29.4	52.9	11.8	23.5	11.8	5.9	11.8	17.6	0.0	0.0
13. 戸奈良地区(n=21)	52.4	23.8	28.6	14.3	23.8	9.5	4.8	4.8	0.0	9.5
14. 三好地区(n=22)	27.3	22.7	27.3	18. 2	18. 2	18.2	13.6	9.1	0.0	4.5
15. 野上地区(n=12)	50.0	25.0	16.7	25.0	25.0	33.3	0.0	16.7	0.0	0.0
16. 新合地区(n=21)	38.1	14.3	19.0	28.6	14.3	14.3	23.8	4.8	0.0	0.0
17. 飛駒地区(n=19)	26.3	36.8	5.3	31.6		21.1	0.0	21.1	0.0	0.0
18. 葛生地区(n=35)	34.3	28.6	31.4	25. 7	34.3	11.4	14.3	5.7	0.0	0.0

⑦福祉サービス全般について

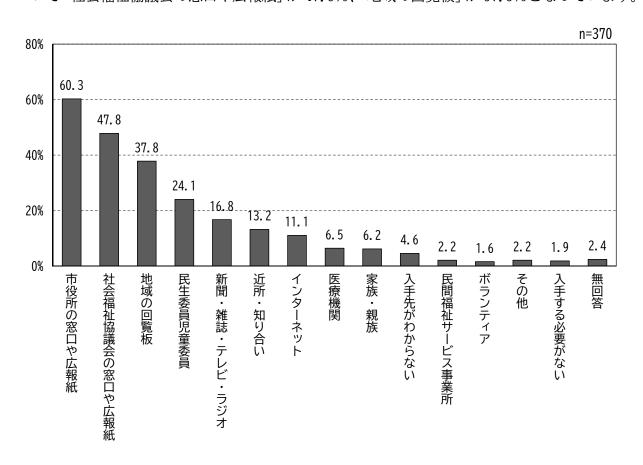
【福祉サービスに関する情報入手の程度】

福祉サービスに関する情報の入手状況については、「ある程度入手できている」が 48.9%と 最も多く、「充分に入手できている」と「ある程度入手できている」を合わせて 53.0%が情報 を入手できていると回答しています。一方で、「あまり入手できていない」と「ほとんど入手で きていない」を合わせると 44.1%となっています。



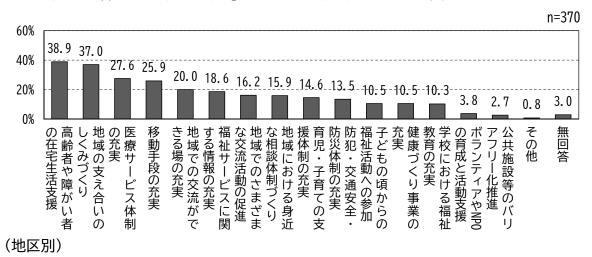
【福祉サービスに関する情報の入手先】

福祉サービス情報の入手先については、「市役所の窓口や広報紙」が60.3%と最も多く、次いで「社会福祉協議会の窓口や広報紙」が47.8%、「地域の回覧板」が37.8%となっています。



【取り組むべき福祉施策】

取り組むべき福祉施策は、「高齢者や障がい者の在宅生活支援」が 38.9%と最も多く、次いで「地域の支え合いのしくみづくり」が 37.0%と多くなっています。



地区別に見ると、「11. 栃本地区」「12. 田沼北部地区」では「医療サービス体制の充実」、「13. 戸奈良地区」「15. 野上地区」では「移動手段の充実」、「16. 新合地区」では「地域での交流ができる場の充実」「地域でのさまざまな交流活動の促進」の割合が最も多くなっています。

単位:(%) 各地区上位1項目に着色

	在宅生活支援高齢者や障がい者の	くみづくり地域の支え合いのし	充実医療サービス体制の	移動手段の充実	る場の充実 地域での交流ができ	る情報の充実福祉サービスに関す	交流活動の促進地域でのさまざまな	相談体制づくり地域における身近な	体制の充実 育児・子育ての支援	災体制の充実防犯・交通安全・防	福祉活動への参加子どもの頃からの	充実 健康づくり事業の	育の充実学校における福祉教	活動支援 N P O の育成と ボランティアや	フリー化推進公共施設等のバリア	その他
全体(n=370)	38.9	37.0	27. 6	25.9	20.0	18.6	16.2	15.9	14.6	13.5	10.5	10.5	10.3	3.8	2.7	0.8
1. 佐野地区(n=20)	35.0	50.0	30.0	5.0	30.0	25.0	20.0	20.0	10.0	10.0	10.0	15.0	10.0	5.0	0.0	0.0
2. 植野地区(n=16)	31.3	56.3	18.8	12.5	25.0	25.0	12.5	12.5	6.3	12.5	6.3	12.5	0.0	18.8	6.3	0.0
3. 界地区(n=15)	53.3	40.0	46.7	13.3	20.0	20.0	13.3	33.3	13.3	13.3	13.3	6.7	6.7	0.0	6.7	0.0
4. 犬伏地区(n=18)	38.9	33.3	22.2	22.2	16.7	11.1	22.2	5.6	22.2	5.6	5.6	11.1	16.7	0.0	11.1	0.0
5. 堀米地区(n=12)	50.0	50.0	41.7	33.3	33.3	8.3	16.7	8.3	33.3	25.0	16.7	16.7	25.0	8.3	8.3	0.0
6. 旗川地区(n=22)	45.5	27.3	27.3	22.7	22.7	22.7	13.6	13.6	18.2	4.5	9.1	18.2	13.6	0.0	4.5	9.1
7. 吾妻地区(n=24)	45.8	16.7	25.0	37.5	12.5	16.7	16.7	8.3	25.0	20.8	8.3	4.2	4.2	0.0	0.0	0.0
8. 赤見地区(n=21)	47.6	47.6	9.5	33.3	4.8	14.3	4.8	19.0	23.8	23.8	14.3	14.3	0.0	14.3	4.8	0.0
9. 田沼地区(n=29)	24.1	37.9	27.6	10.3	31.0	31.0	17.2	24.1	3.4	6.9	10.3	17.2	20.7	3.4	3.4	0.0
10. 田沼南部地区(n=21)	28.6	38.1	33.3	19.0	14.3	19.0	14.3	14.3	23.8	19.0	14.3	4.8	14.3	0.0	4.8	0.0
11. 栃本地区(n=25)	36.0	40.0	40.0	28.0	12.0	4.0	8.0	8.0	24.0	16.0	20.0	8.0	12.0	12.0	4.0	0.0
12. 田沼北部地区(n=17)	29.4	23.5	29.4	23.5	11.8	23.5	5.9	23.5	17.6	5.9	11.8	17.6	5.9	0.0	0.0	5.9
13. 戸奈良地区(n=21)	33.3	28.6	23.8	33.3	23.8	9.5	23.8	23.8	4.8	0.0	4.8	19.0	4.8	9.5	0.0	0.0
14. 三好地区(n=22)	27.3	31.8	13.6	27.3	18.2	18.2	13.6	18.2	0.0	27.3	18.2	4.5	13.6	0.0	0.0	0.0
15. 野上地区(n=12)	50.0	58.3	33.3	66.7	16.7	0.0	8.3	0.0	16.7	8.3	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0
16.新合地区(n=21)	42.9	28.6	23.8	28.6	42.9	23.8	42.9	9.5	0.0	4.8	0.0	4.8	4.8	0.0	0.0	0.0
17. 飛駒地区(n=19)	52.6	36.8	47. 4	36.8	21.1	26.3	15.8	15.8	0.0	15.8	15.8	5.3	15.8	0.0	0.0	0.0
18. 葛生地区(n=35)	42.9	40.0	20.0	28.6	11.4	22.9	17.1	20.0	22.9	20.0	8.6	8.6	5.7	0.0	0.0	0.0

第3節 地区座談会(市民会議)結果からみる市民意識の現状

(1)地区座談会(市民会議)の概要

令和4(2022)年10月7日~11月25日にかけて、本市の18の地区において、地区座談会(市民会議)を実施し、地域における様々な課題や課題解決に向けたご意見等を話し合いました。(合計325名参加)



(2) 主な課題と解決策

地区座談会(市民会議)で話し合われた課題は大きく10種に分けることができ、それぞれの課題はさらにいくつかの活動や項目ごとに分けることができました。これらの活動や項目における課題に対しては地域住民や企業、行政などの取組が必要と考えられており、それぞれの対策についても意見が出されました。

主な課題や対策に関する意見は以下のとおりです。

【課題1】見守り活動の充実

● 民生委員による見守り活動の充実

(主な対策)

- ◎ ケースごとの対応策を社協などで資料を作成する。
- ◎ 心身的病気を抱えており訪問や面会に応じないケースは、専門職のインタビューやアンケート調査で対応策を図る。
- 町会、ボランティア団体等による見守り・助け合い活動の充実

(主な対策)

- ◎ 一人暮らしの高齢者に皆で定期的に訪問して話を聞く。(町内役員、民生委員、福祉協力員、班長等)
- ◎ 傾聴ボランティアの配置。
- ご近所同士、班による見守り活動の充実

(主な対策)

- ◎ 普段から近所づきあいを大切にし、困った時に相談したり、助け合うという関係性を 築くよう努める。
- ◎ 近所の方からの声掛け。(高齢者サロンに誘ったり、地域の行事に参加を促すなど)

● 連携による見守り活動の充実

- ◎ 民生委員児童委員との定期的な情報交換等を実施して共有を図る。
- ◎ 近隣の人→班長→社協へ〈スピードある素早い行動〉の連絡網を作る。

【課題2】地域における交流・行事等の活性化

● 近所づきあいの活性化

(主な対策)

- ◎ 隣近所同士、あいさつや会話をしたり普段から関係を築いておく。
- ◎ 町内や班単位での昔ながらのつきあい方。(おせっかい)

● 地域行事・地域活動の活性化

(主な対策)

- ◎ 健康体操とかハイキングとか運動を兼ねたコミュニケーションや防災防犯活動の啓蒙 活動に繋がる企画を立てる。
- ◎ 子どもたちと高齢者、地域の方々がどの世代でも、一緒になって取り組める企画や活動を行う。

● シニアクラブ、高齢者サロン等の活性化

(主な対策)

- ◎ 近所付き合いの中で「お茶のみ」ができるようになり、少しずつその輪を趣味の集まりや料理作り、高齢者サロンに広げる。
- ◎ 近所で孤立している高齢者を誘ってサロンに来てもらえるように、身近な人から声をかける。

● ゆるやかなコミュニティの場の形成

(主な対策)

- ◎ 身近なところ(公民館)に居場所をつくる。
- ◎ 高齢者から子育て世代までが気軽に出入りできるコミュニティの場所をつくる。

● 新型コロナウイルス感染症への対応

(主な対策)

◎ 新型コロナウイルス感染の懸念で、活動や集会に制限がある。新しい交流方法を検討する。

【課題3】生活環境の改善

● ごみ出しのルール違反、空き家、耕作放棄地への対応

- ◎ 耕作放棄地などが多くなり、畑仕事などを手伝いたい。手伝ってほしい人がどこにいるか分かるようなシステムを作る。燃料と多少の手間賃で、近所の荒れ地の草刈りを行う。
- ◎ 雑草の問題等は、シルバー人材センターへお願いをする。

【課題4】交通・移動手段の確保

● 買い物、通院、行事参加などへの移動手段の確保

(主な対策)

- ◎ 地域で支え合う仕組みづくりが必要になってくる。「できること」「できる範囲」でチラシから。
- ◎ 移動販売の利用を検討する。

【課題5】交通安全・防犯・防災対策の推進

● 交通安全、防犯対策の推進

(主な対策)

- ◎ 小学生、下校時の見守りができると良い。子どもの通学路に立ち、登下校の見守りを 続けたい。
- ◎ 共働きの家庭が増えているため、子どもの安全を見守るようにパトロールするボランティア等が必要。

● 災害時の避難体制の構築

(主な対策)

- ◎ 災害時のいざというときのために話し合い、避難計画の作成などの対策を考えておく。
- ◎ 町会、消防、民生委員等を中心とした組織の構築が必要である。
- 避難行動要支援者(災害時の避難に支援が必要な人)への支援体制の構築

(主な対策)

- ◎ 町内の防災会や民生委員、消防団と協力して身体的弱者や高齢者がいち早く避難できるよう普段から情報を共有し活動を行う。
- ◎ 町会で避難訓練を実施し、実際に災害が起きた時を想定しておく。
- 避難所の場所等の課題

(主な対策)

◎ 遠い避難所より、近くの福祉施設へ避難する。(施設側も了承している)

【課題6】個人情報保護・プライバシーへの対応

● 個人情報保護・プライバシーへの対応

- ◎ 個人情報保護の許せる範囲で、対象者の情報を共有できる仕組み作りが必要。
- ◎ 町内の班ごとで見守るのが良いのだと思うが、関わる事にプライバシーなどの壁があって難しい。まずは、そこをクリアできる環境づくりが必要。

【課題7】地域人材の発掘・育成

● 町会の役員のなり手不足

(主な対策)

- ◎ 困っている人を助ける。旗振り役の育成。
- ◎ 企画・運営など担う者の育成。

● その他の人材不足

(主な対策)

- ◎ 先生、看護師、保育士等をリタイアした人に相談係をお願いしたい。
- ◎ 市、社協、教員、看護師、警察、消防署等の専門知識と意欲をもった方の情報が欲しい。さらに、地域の課題解決に力を借りたい。

【課題8】組織・相談体制の充実

● 町会の体制づくり

(主な対策)

- ◎ 地区福祉委員の見直しも必要。任期が2年となっているが、4年程度にしてはどうか。 班長の相談役として、5班程度の相談に乗るような立場の人。
- ◎ 町会の取組として班編成の見直しをする時期と思う。緊急時の親族への連絡先がわからないので、民生委員にお願いしたり、町会役員が守秘義務のもと把握しておくと良いと感じる。

● 身近な相談体制づくり

(主な対策)

- ◎ プライバシーの関係もあり、一方的に介入していくことは難しい、民生委員、町会役員などの関係者が、相談しやすい体制づくりを。
- ◎ 困っている事などがある場合、紙に書いて出せる場所があると良い。

【課題9】情報発信の強化

● 地域活動の情報発信の強化

- ◎ まだまだ民生委員お任せの風潮があり、福祉活動の意識が少ない。講習や指導が必要。
- ◎ 具体的な行動内容等を広報紙など活用して、情報提供していく。どのような福祉活動があるのか。いつ、どこで行われているか。行く手段等の確保はあるのか等。

【課題10】市・社協等の相談・連携体制、支援施策の充実

● 相談体制の充実

(主な対策)

- ◎ 各福祉関係の行政窓口が分かりづらい、総合窓口のようなものがあればよい。
- ◎ 相談しやすい環境を作る(電話相談など)。近所の人には相談しにくい人もいる。

● 連携体制の強化

(主な対策)

- ◎ 行政や社協、専門家が定期的に地域に入って地域交流や人との関り方をアドバイスする。
- ◎ 地区社協の組織の中に民生委員児童委員をどう位置付け、互いの活動をどう連携していけたらよいか具体的な活動例を話し合う。

● 市・社協等による先導

(主な対策)

- ◎ 市や社協が中心となって地域の活動、ボランティア等の体制を作って欲しい。
- ◎ 新たな組織作りは町会単独では進まない。町会長がボランティアを任命し、町会組織として保険加入する等のシステムを、市全体のしくみとして市に音頭を取ってほしい。

● 地域住民の IT 化支援

(主な対策)

- ◎ 高齢者から「スマホの使用方法を教えて」と聞かれるので、社協でもスマホ教室開催 を。同時に一人暮らし高齢者に SNS を使用させ、Facebook やインスタグラムで1日1 回写真をアップさせ、生存確認と「いいね」で生きがいを。
- ◎ スマホ、PC を中心とした使い方の講座開催。持っていない人はダメだが、持っている 人は、LINE などで顔を見ながら話し合える環境づくりをする。地域と繋がりを持てる。

● その他の支援の充実

- ◎ 市の介護予防講習は年10回なのでもっと回数を増やしてほしい。
- ◎ 空き家が増えてきているため防犯等の具体的な対策を講じてほしい。
- ◎ 佐野市では、「介護支援ボランティアポイント事業」を実施しているが、この事業をひとり親家庭、障がい者世帯、悩みを抱えている家庭など対象者を拡大して、地域で困っている人を互いに支え合う事業に発展できないか。
- ◎ 閉じこもりがちな高齢者をどのように支えるか。①地域の活動(例ハツラツ元気体操他)に誘う方法②フレイル期(健常から要介護へ移行する中間の段階)からの早期支援③「介護+家事支援」サービス体制
- ◎ 制度の条件(ファミリーサポートセンターの高齢者版)

第4節 こども会議結果について

(1) こども会議の概要

地区座談会(市民会議)では伺えなかった小・中学生の視点での意見を聞き、未来の佐野市をつくる子どもの声を計画に反映するため、令和5(2023)年3月11日に、市内小中学生28名(小学生13名、中学生15名)の参加による「こども会議」を開催しました。



(2) こども会議の意見概要

地域を島にたとえ、①天明鋳物島、②唐沢島、③いもフライ島、④とちあいか島、⑤いもフライ愛ランドの5グループに分かれて、島の目指す目標や、どうすれば住みやすくなるかといった意見交換を実施しました。島の目指す目標や、大人にお願いしたいこととして、以下のような意見が出されました。

①天明鋳物島

島の目指す目標	大人におねがいしたいこと
	● 大人から挨拶してほしい。
	● 道を広くしてほしい。
安全に気持ちよく生活できる島	● 押ボタン式の信号がほしい。
	● 横断歩道で止まってほしい。
	● 会話をしてほしい。

②唐沢島

島の目指す目標	大人におねがいしたいこと		
	● 遊ぶところを増やしてほしい。(遊園地をつくって		
	ほしい)		
	● 店を増やしてほしい。(商店街を作って活発にして		
	ほしい)		
楽しくて安全な島	● 町をもっときれいにしてほしい。		
	● 設備をきれいにしてほしい。		
	● 地域の行事を増やして人々の交流を深めたい。		
	● 散歩・サイクリングコースをつくってほしい。		
	● 治安を良くする。		

③いもフライ島

島の目指す目標	大人におねがいしたいこと
	● 果物を盗めない社会にしてほしい。
	バリアフリーですべての道路に信号をつけてほし
	い。音をつけてほしい。
	● 公園がほしい。
	● 地域の人達と交流したい。
	● 駅前の設備の発展。
	みんなが楽しめる施設。
全ての人が交流できる幸せで	● 農家の魅力をアピールして。
みんなが楽しめる島	● 全ての人が利用できるふれあいの場を作ってほし
	۱۷°
	● 駅の近くで騒いでる人への注意をしてほしい。
	● 花粉が入らない高性能マスクがほしい。
	● スギ花粉を減らしてほしい。木を減らしてほしい。
	環境を崩さずに。
	● ボランティア活動を盛んにする。
	● 木をもっと増やしてほしい。

④とちあいか島

島の目指す目標	大人におねがいしたいこと			
	● 街灯を設置する。			
	 バス停をつくる、本数を増やす。			
なごやかな島	● 英語の看板をつくる。			
ない マカバタ 歯	● 歩道をつくり、整備する。			
	● 水を安全にする。			
	● 子供が遊ぶ場所。			

⑤いもフライ愛ランド

<u> </u>					
島の目指す目標	大人におねがいしたいこと				
	● 治安を良くする。				
	ポイ捨てをなくす。				
	● 道の整備。				
黄レ糸切にもこれも自	● 押ボタン式信号のある横断歩道をつくってほし				
夢と希望にあふれた島	ر،				
	● 安心・安全にしてほしい。				
	● 挨拶をかえしてほしい。				
	● 道を広くしてほしい。				

第5節 アンケート調査・地区座談会・こども会議等からみえる 課題

(1) 見守り活動の充実

アンケート調査では地域の人にしてほしい手助けとして、「安否確認の声かけ」が6割以上 と多く、社会福祉協議会に期待することでも「住民による見守りや支え合い活動への支援」 が最も多くなっており、主に高齢者を対象とした地域住民による見守り活動への取組の必要 性が挙げられています。

地域における見守り活動は、主に民生委員児童委員、町会、ボランティア団体、ご近所同 士、班などによって行われていますが、人材不足、プライバシーの問題、近所づきあいの希 薄化など、社会環境等の変化に伴い、十分な見守りが難しくなってきています。

地区座談会においては、これらの課題に対する対策が話し合われ、自助や互助の取組として、地域住民自らが取り組むことができるアイデアがたくさん出されました。これらのアイデアについては、地区座談会出席者だけでなく、多くの人々と情報を共有し、地域における見守り活動を推進していく必要があると考えられます。

(2) 地域における交流・行事等の活性化

アンケート調査では今後取り組むべき福祉施策として、「地域での交流ができる場の充実」が 20.0%、「地域でのさまざまな交流活動の促進」が 16.2%と地域における交流活動の充実が必要と考えられています。

地域における交流活動は、近所づきあい、地域行事・地域活動、シニアクラブ・高齢者サロンなどといった活動が行われています。新型コロナウイルス感染症対策としての外出控えや、少子高齢化にともない地域行事の開催が難しくなっていること、参加者や行事の固定化などを背景として、地域住民同士の交流機会の減少がうかがわれます。

地区座談会では、「子どもから高齢者までどの世代でも参加できるような活動の実施」や、 「誰でも気軽に参加できるコミュニティの形成が必要」といった意見が挙げられています。

こども会議においても、「地域の行事を増やして人々の交流を深めたい」、「全ての人が利用できるふれあいの場を作ってほしい」といった、大人と同様の意見が出されています。

世代を超えた交流に向け、地域としてどのような取組ができるのかについて話し合いを進めていく必要があると考えられます。

(3) 生活環境の改善

地区座談会では、生活環境の改善に関する意見が多くありました。「ごみ出しのルール違

反」、「空き家の増加」、「耕作放棄地の増加」といったことが挙げられています。

こども会議においても「道路を広くしてほしい」、「押ボタン式の信号がほしい」、「街灯を 設定して欲しい」といった意見が挙げられました。

耕作放棄地の問題に関しては、「地域住民の中で協力できることがある」との意見もありますが、まったくのボランティアという形ではなく、有償ボランティアの形であれば、耕作放棄地を「手入れして欲しい人」と「手入れできる人」をマッチングさせる仕組みなどの構築が有効との声も挙げられています。

アンケート調査においても、ボランティア活動の活性化に必要なこととして、「活動に関する情報提供」が6割以上と最も多く、「活動資金の助成」は3割以上と次いで多くなっています。新たなボランティア活動の仕組みやシルバー人材センターの活用など進めていく必要があると考えられます。

(4) 交通・移動手段の確保

アンケート調査では、今後取り組むべき福祉施策として、「移動手段の充実」が 25.9%と 多くなっています。

地区座談会においても多くの意見が出されており、買い物、通院、行事への参加といった 日常生活への影響が懸念されています。

民間の交通事業者に加え、行政による移動支援、NPOによる移動支援、民間事業者による移動販売など、高齢者等への移動支援の動きは広がりを見せています。

「高齢者の一人暮らし」や「高齢夫婦のみ世帯」が増加傾向にあるなど、ますます移動に 対する支援ニーズが高まると考えられます。

地域で支え合う仕組みづくりについても検討していく必要があると考えられます。

(5) 交通安全・防犯・防災対策の推進

アンケート調査では、地域の人にしてほしい手助けとして、「緊急時の手助け」が6割を超えて最も多くなっており、「子どもの通学路の見守り」は 13.2%となっています。また、防災訓練に参加している人は約3割となっています。

子どもの安全に関しては、共働き家庭の増加により、日中子どもだけで過ごしている家庭が増えてきており、子どもの安全を見守るパトロールのボランティアも必要となってきています。

地区座談会においては防災対策に関し、災害時の避難体制の構築や避難行動要支援者への 支援体制の構築などの意見が多く出されました。

災害時への対応については、事前準備が重要であり、平時からの個別避難計画の作成や避

難訓練の実施が必要と考えられます。

(6) 個人情報保護、プライバシーへの対応

地区座談会においては、個人情報保護やプライバシーへの配慮の観点から、地域での見守りや支え活動を行うにしても、「関わってよい範囲がよく分からない」、「踏み込んだ対応ができない」、「情報漏洩が心配」、「状況が全く分からない」といった意見が挙げられています。

個人情報保護法では、法の目的を「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」と定めています。個人情報であれば何でも「保護」と言っているわけではなく、

「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスを図るものとなっています。

誰もが安心して生活ができる地域づくりに向けては、地域福祉を進める機関、団体、個人 等がお互いに連携・協働しなければならず、個人情報保護と地域福祉活動とのバランスをと ることが大切となります。

プライバシーや個人情報保護の意味や目的についての理解を深めていくための取組が必要 と考えられます。

(7)地域人材の発掘・育成

地区座談会においては、地域の人材不足に関する意見が多く出されています。特に多いものとして、町会の役員のなり手がいないという課題があります。

地域が高齢化していることや、逆に若い人が多くて任せられる人材がいない、70歳くらいでも勤めに出ている人が多い、パソコン作業が求められることなどが原因として挙げられています。

今後の地域活動の中心は、仕事からリタイアする 65 歳~75 歳くらいの人や、女性の役員 としての参画も必要となっています。

また、町会活動への協力者も不足している状況が見られます。見守りをする人、消防団、 地区福祉委員、伝統行事の継承者、班長となる人など様々な協力者の基、町会活動が行われ ています。

地域住民それぞれのキャリアを活かしたかかわり方を模索するとともに、どのような人材 が地域にいるのか、把握していくことも必要と考えられます。

(8) 町会等の組織体制、相談体制の充実

地区座談会においては、町会等の組織体制が不十分との意見がありました。「役員にかかわる負担が多く、地域住民との絆が薄れてきている」、「新型コロナウイルス感染症の影響による各種活動の中止により、組織として機能しなくなってきている」、「昔ながらのやり方を変

えようとしない」といったことが挙げられています。

また、地域の人たちは困りごとをどこに相談しているのか分からず、町会や育成会等には 相談が上がってこない状況があります。

民生委員児童委員や町会役員などが相談しやすい体制づくりを進めることや地域レベルで 困った際の相談窓口を作るといったような意見も挙げられています。

(9) 地域活動の情報発信の充実

アンケート調査では、福祉サービスに関する情報入手について「できていない」と考える 人が4割以上となっています。

地区座談会においては、「地域の方たちがどのような活動をしているのか分からない」、「ボ ランティア活動の情報が少ない」、「さの社協だより等の広報紙は読まれていない」、「民生委 員や福祉協力員の活動内容が知られていない」などといったことが挙げられています。

これらの背景には、福祉活動に対する意識が少ないことや、具体的な活動内容が伝えられていないことなどが理由として挙げられています。

福祉に対する意識啓発や、効果的な情報発信(発信方法、発信内容)を進めていくことが 必要と考えられます。

(10) 市・社協等の地域への関わりの充実

地区座談会においては、市・社協等への要望についても多くの意見が出されました。

まず、1つ目は「相談体制の充実」です。「総合窓口があるとよい」「独居の方や在宅介護をしている方がどのような福祉・医療サービスがあるのかなど説明を聞ける機会があるとよい」などといったことが挙げられています。

困りごとのある方や情報を必要としている人に対しての情報提供のあり方や相談支援体制 について、さらなる充実が必要と考えられます。

2つ目は「連携体制の強化」です。「社協、社会福祉課、いきいき高齢課、地域包括支援センター、民生委員等が定期的に意見交換しながら課題を把握し、対応を考え、役割分担して行う」といった意見が挙げられています。

地域福祉の推進に向けては、行政や社協等の内部においても様々な部や課が関係します。 それぞれが連携し合いながら取組を進めていくことが必要と考えられます。

3つ目は「市・社協等の先導」です。「市や社協が中心となって地域の活動、ボランティア 等の体制を作って欲しい」、「行政が具体的な指針を表してくれることによって、住民は「き っかけ」になり、より活動しやすくなる。積極的、前向きな働きかけをお願いする」といっ た意見が挙げられています。 積極的な情報発信や、具体的な地域福祉の推進方法の発信などに努める必要があると考えられます。

4つ目は「ICT化支援施策の充実」です。「ICT化が進む中で、不自由を感じている高齢者への支援ができないか」、「ICT活用が困難な高齢者家庭への継続的な支援が必要」といった意見が挙げられています。

具体的には、SNSを活用した安否確認や新たな交流活動への展開などが期待されています。高齢者がICTを活用し、様々な活動や取組へと参画できるよう支援していくことが必要と考えられます。

その他にも、「介護予防講習の回数を増やしてほしい」、「空き家への具体的な対策を講じてほしい」、「閉じこもりがちな高齢者へのアプローチ」などといった意見も挙げられています。

「待ち」の姿勢にとどまることのない、現状、課題を踏まえた積極的な施策の展開が求め られています。

第6節 成果指標の達成状況

第3期佐野市地域福祉計画で設定した基本目標に対する成果指標の達成状況は以下のとおりです。高齢者の社会参加や地域で福祉活動をしている人、交通安全教室の参加者数、男女の地位が平等と考える市民の割合といった指標が「C」となっています。新型コロナウイルス感染症が影響していることも考えられますが、市民の様々な活動参加に対する施策を充実していく必要があると考えられます。

また、道路網の整備や公共交通機関の利便性といった交通に関連する指標が「C」となっており、市民の交通や移動に対するさらなるニーズが見られます。地域福祉の推進に向けた、交通や移動に関する施策を充実していく必要があると考えられます。

【達成状況の評価方法】

「A:達成」:目標値に対し100%以上の場合

「B:概ね達成」:目標値に対し80%以上の場合

「C:達成が十分とは言い難い」:目標値に対し80%未満の場合

●基本目標1「健やかで元気に暮らせるまちづくり」における指標

指標	令和 3 (2021)年度 目標値	令和 3 (2021)年度 実績値	達成状況
① 健康づくりに取り組んでいる市民の割合	76.5%	72.8%	В
② 市内の医療体制に満足している市民の割合	63.0%	57.6%	В
③ 子育てと仕事を両立できている保護者の割合(就学前)	90.0%	72.9%	В
④ 生きがいをもって生活している高齢者の割合	84.9%	71.2%	В
⑤ 社会参加をしている高齢者の割合	61.5%	45.4%	С
⑥ 障がい児者とふれ合う機会があった市民の割合	38.7%	40.5%	А
⑦ 障がい福祉サービスの月平均利用者数	1,220人	1,704人	А
⑧ 地域で福祉活動をしている人の割合	13.6%	8.1%	С
⑨ 自立相談件数のうち解決の方向性が見い出せた割合	100.0%	100.0%	А

●基本目標2「快適により安全で安心して暮らせるまちづくり」における指標

指標	令和 3 (2021)年度 目標値	令和 3 (2021)年度 実績値	達成状況
① 普段から災害に対する備えをしている市民の割合	51.0%	42.3%	В
② 交通安全教室の参加者数	5,060人	723 人	С
③ 日常生活の中で、防犯の面で安心した生活をしている市民の割合	66.0%	54.4%	В
④ 道路網が整備されて移動時間が短縮された、通行しやすくなったと思う市民の割合	84.6%	61.2%	С
⑤ 公共交通機関が便利であると思う市民の割合	56.5%	37.4%	С

●基本目標3「市民参加による自立したまちづくり」における指標

指標	令和 3 (2021)年度 目標値	令和 3 (2021)年度 実績値	達成状況
① 市民活動に参加している、もしくは参加したことがある 市民の割合	69.0%	64.1%	В
② 市民活動センター登録団体数	140 団体	123 団体	В
③ 市民と協働して進めている事業数	156 事業	126 事業	В
④ 町会加入世帯割合	88.4%	83.2%	В
⑤ 日頃から人権を意識しながら生活している市民の割合	84.0%	78.2%	В
⑥ 男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合 (社会全体)	27.0%	12.4%	С
⑦ 市民が知りたい行政の情報が十分に提供されていると感じている市民の割合	86.0%	70.0%	В
⑧ 整備された自治公民館の割合 (交付施設数/自治公民館数)	54.5%	56.2%	А

●基本目標4「市社会福祉協議会の体制づくり」における指標

指標	令和 3 (2021)年度 目標値	令和 3 (2021)年度 実績値	達成状況
① 市社協と連携している事務事業数(委託事業を含む)	32 事業	36 事業	А

第3章 基本理念と基本目標

第1節 基本理念

これまで、「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」では、『みんなが集い ふれあい 支 えあうまちづくり』を基本理念と定め、地域のみんなが集い、地域活動に参加し、心と心がふれあい、お互いを理解し合いながら、支え合うまちづくりを目指してきました。

本計画においても、既定計画の理念と地域福祉の考え方の一層の浸透を図る観点から、前計画までの理念を継承し、地域福祉を推進します。

基本理念

みんなが集い ふれあい 支えあうまちづくり

集 みんなが行事や活動に参加する

ふ れ あ う お互いが心をかよわせ、理解する

支えあう お互いを思いやり、助け合う

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けて、基本目標を地域福祉計画と地域福祉活動計画の共通のものとし、 それぞれの役割に沿った施策を総合的に展開します。

◆ 基本目標1 健やかで元気に暮らせるまちづくり

- 地域福祉への興味関心をこれまで以上に向上できるよう情報発信を充実します。
- 福祉課題に直面する人々を地域で見守り、助け合いながら暮らしていくことができる よう、人材育成に向けた取組を進めます。
- 地域での見守り、健康づくり、生きがいづくり、介護予防、住民同士の交流など地域 福祉活動に対する支援を充実します。
- ◆ 外国人、性別、障がいの有無等に関わらず、市民一人一人が、互いに尊重し合い、 多様性を認め合いながら共に生きることのできる地域づくりを推進します。

◆ 基本目標2 快適により安全で安心して暮らせるまちづくり

- 子ども、子育て世帯、高齢者、障がいのある方など、すべての方が健康で暮らしていけるよう、心や体の健康づくりに関する情報発信、相談支援、サロン活動などの取組を推進します。
- 必要な時に安心して医療を受けることができるよう、医師会、歯科医師会、関係機関等と連携して、地域医療体制の確保を推進します。
- 誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう、妊娠期から子育て期に至るまで、 地域における切れ目のない支援体制を充実します。
- ワークライフバランスの実現に向け、家庭、学校、地域、企業、行政などが、それ ぞれの役割を担いながら取組を進めます。
- 高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしが続けられるよう、コンパクトシティを基盤とした医療・介護・予防などの支援・サービス提供体制の構築を推進します。
- 地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の推進に取り組みます。
- それぞれの地域特性に応じた移動手段の検討、確保を進めます。

◆ 基本目標3 市民参加による自立したまちづくり

- 地域住民が利用しやすい拠点づくりに努めます。
- 地域住民の主体的な活動参加に向け、財政的な支援や活動紹介、ネットワークづく りなどによる支援を行い、地域福祉の推進に向けた取組を推進します。
- 庁内関係各課や保健、福祉、医療、その他の生活関連分野の関係機関が連携し、多機 関の協働により福祉課題の解決に取り組みます。
- 公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や共同募金会の活用・推進、クラウドファンディングやふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組を企業の社会貢献活動との協働等の取組を推進します。

◆ 基本目標4 地域福祉推進の体制づくり

- 認知症、知的障がい、精神障がい等判断能力が不十分であることにより、自己の判断で様々なサービスを適切に利用することが困難な人に対する日常生活支援や成年後見制度の利用促進など、権利擁護への取組を進めます。
- 市民が犯罪や、トラブルの当事者とならないよう、地域の多様な主体と連携し、防 犯意識の高揚と防犯体制の整備を推進します。
- 町会やシニアクラブ、学校等の協力の基、交通安全意識の啓発活動を推進するとと もに、通学路の安全対策や、交通安全施設の整備を進めます。
- 地球温暖化の進行に伴う、台風や豪雨による風水害・土砂災害発生リスクの高まりなどに対応するため、さらなる防災力の向上に努めます。
- 孤立することの無いよう地域のつながりを生かした見守りや声かけ活動による生活困窮者の早期発見・実態把握や本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談を実施し、必要な住宅の確保等、早期自立を促進します。
- 貧困の連鎖の防止に向け、経済的な困窮等の事情により支援が必要な児童・生徒に 対する学習支援の強化を図ります。
- 市と市社協の連携を促進するとともに、お互いの協力の基、地域福祉を推進します。

第3節 計画の体系

本計画の体系は以下のとおりです。

基本理念	基本目標		施策
登めせるまちづくり	1	福祉意識の醸成に向けた情報発信	
	ける*	2	地域福祉を推進する人材の養成
	3	地域福祉活動団体等への活動支援	
みんなが集	Sp ĉĉ	4	多様性を認め合う地域づくりの推進
なざ	② 快	1	心と体の健康づくりや地域医療体制の充実
か 集	暮らせるまちづくり ②快適により安全で安心	2	子ども・子育て支援の充実
ÜÌ	るまち	3	高齢者の福祉の充実
ふ	づくり	4	障がい児者の福祉の推進
ふれあ	がして	5	移動サービス(公共交通等)の推進
U)	し \ 自立 宣	1	地域住民等が集う拠点の整備
⇒		2	地域住民の主体的な活動参加への支援
え		3	分野横断や多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築
のう		4	官民協働や補助事業活用の促進
また	支えあうまちづくり (金地域福祉推進の体制づくり) (金地域福祉推進の体制づくり)	1	権利擁護の推進
らづくり		2	防犯意識の高揚と防犯体制の整備
		3	交通安全の啓発と交通安全施設の整備
		4	地域で安心して暮らせる防災力の向上
	削づく	5	生活困窮者等への自立支援の推進
	i)		市と社会福祉協議会との連携強化

第4節 成果指標

本計画では、課題解決に向けた取組を推進するため、基本目標ごとに指標を設定し、進捗状況の確認を行います。

指標の設定目標については、市の総合計画との整合性を図ることや、また、市社協における 目標値の設定が困難であることから、令和10(2028)年度の目標値は、令和4(2022)年度実 績を上回ることを目標とします。

●基本目標1「健やかで元気に暮らせるまちづくり」における指標

指標	令和4 (2022) 年度 実績
市政の情報が十分に提供されていると感じている市民の割合	69.6%
見守り活動に従事している人数	1,384人
市民活動センター登録団体数	118 団体
ボランティア登録数	2,512人
日頃から人権を意識しながら生活している市民の割合	81.1%

●基本目標2「快適により安全で安心して暮らせるまちづくり」における指標

指標	令和4 (2022)年度 実績
健康づくりに取り組んでいる市民の割合	73.5%
市内の医療体制に満足している市民の割合	56.7%
子育てと仕事を両立できている保護者の割合(就学前)	78.8%
社会参加をしている高齢者の割合	42.6%
障がい児者とふれあう機会があった市民の割合	38.6%
公共交通機関が便利であると思う人の割合	36.9%
移動支援等の取組が行われている地区数	2 地区
見守り活動の実施回数	17,497 回

●基本目標3「市民参加による自立したまちづくり」における指標

指標	令和4 (2022)年度 実績
各地区公民館の修繕個所数	22 件
市民活動に参加している、もしくは参加したことがある市民の割合	67.0%
合同(困りごと)相談件数	74 件
市民活動の支援や協働の推進が重要と思う市民の割合	0.7%
地区における多世代、多分野交流の機会	4 回
地域への支援活動回数	1,265 回
第2層協議体開催回数	19 回

●基本目標4「地域福祉推進の体制づくり」における指標

指標	令和4 (2022)年度 実績
権利擁護相談件数	839 件
日常生活の中で、防犯の面で安心した生活をしている市民の割合	58.2%
交通安全教室の参加者数	821 人
自主防災組織設置数	125 町会
自立相談支援延件数	2,830件
市と市社協で連携している事務事業数(委託・受託事業を含む)	35 事業

「SDGs」と本計画との関係

本計画においてもSDGsの視点を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の構築を推進し ます。

持続可能な開発目標SDGsとは

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs) 🗐の 後継として,2015 年 9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載され た, 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され, 地球上の「誰一 人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバー サル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

出典:外務省ホームページ

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS





































【SDGs 17の目標】

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 16 平和と公正をすべての人に
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう

- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさも守ろう
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

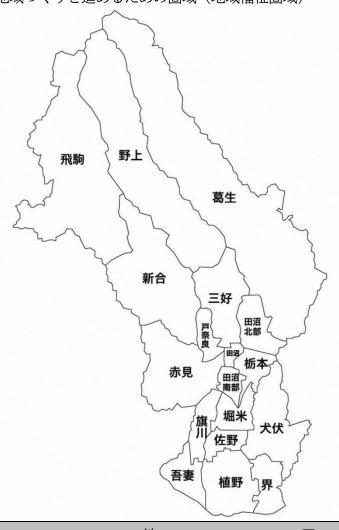
第4章 施策の展開

圏域の設定

本計画では、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域 づくりを進めるため、下記のとおり 18 の圏域(地域福祉圏域)を設定しています。

これは、地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)の 18 地区と対応しており、地区 ごとのきめ細かい地域づくりの推進を目指します。また、本市の他の福祉分野の計画における 圏域設定の考え方と概ね合致しています。

■本計画における地域づくりを進めるための圏域(地域福祉圏域)



地域	地区
佐野地域	佐野地区 植野地区 界地区 犬伏地区 堀米地区 旗川地区 吾妻地区 赤見地区
田沼地域	田沼地区 田沼南部地区 栃本地区 田沼北部地区 戸奈良地区 三好地区野上地区 新合地区 飛駒地区
葛生地域	葛生地区

【基本目標1】 健やかで元気に暮らせるまちづくり

[SDGs関連指標]







■ 施策1 福祉意識の醸成に向けた情報発信

広報紙、ホームページ、SNS、アンケート調査など様々な媒体を通じた情報発信を行います。情報発信を行う際には、興味を抱くような内容を検討し、わかりやすい表現方法に心がけるなど、地域福祉への興味関心をこれまで以上に向上できるよう情報発信を充実します。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- 毎祖に関する講習や研修会に参加します。
- 広報紙や社協だよりなどの地域福祉に関する情報に興味・関心を持ちます。

〇 地域・団体での取組

- 地域活動の活動状況の情報発信に協力します。
- 他の町会や地区の活動状況について、情報を収集します。
- 他の地域で効果的であった活動事例などを参考に活動を進めます。

〇 市の取組

- 各種媒体を活用し情報バリアフリー化を推進します。
- 高齢者等の情報通信技術(ICT)等活用能力の向上を図ります。

- 地域福祉推進の取組に地域住民が主体となって参加・参画していけるよう福祉に 関する知識の普及・啓発を行い、住民同士が共に支え合う福祉活動を基盤に地域 福祉を推進していきます。
- 市内の福祉活動の状況や市社協が行う事業を中心に、災害ボランティアの情報も 含め、広報紙、ホームページ、SNSなど様々な手段を併用して、情報提供を行い ます。

事 業 名	内容	担当課
広報紙発行事業	「広報さの」の発行	広報ブランド推進課
市政情報発信事業	各種媒体による情報の発信	広報ブランド推進課
世論調査事業	市政に関するアンケート調査の実 施	広報ブランド推進課
楽習出前講座開催事業	講座の開催	生涯学習課

事業名	内 容
広報事業	・市社協が実施する事業や地域の福祉活動、市内外の災害ボランティアなど福祉情報を発信するため「さの社協だより」を年4回発行します。また、その他ホームページ、SNS、パンフレットなども併用し、情報の発信・提供を行います。
地域福祉啓発事業	・車いす体験、高齢者疑似体験などの体験学習を提供し、福祉への理解や関心を深めるとともに、福祉の担い手の育成を図ることを目的として、学校や地域、企業などと連携し、ボランティアや職員が講師となり、出前講座を実施します。
社会福祉大会開催事業	・広く福祉の理解と啓発を図るため、「佐野市社会福祉大会」 を開催します。
福祉作文募集事業	・福祉作文を通じて児童・生徒が日常の福祉を考える機会と し、優秀作文を作品集にまとめ広報啓発を図ります。
佐野市ふくしフェスタ 開催事業	・市内の福祉団体やボランティア団体、地域貢献を行う企業 などが参加し、実行委員会を組織し、自ら日頃の活動を展 示や体験を通して、発表・紹介します。

■ 施策2 地域福祉を推進する人材の養成

地域福祉を推進するためには、住民参加による担い手が必要です。本市では、市社協と連携 し、福祉ボランティアの育成を図ってきました。また、介護支援ボランティアポイント制度を 実施し、地域での介護予防や生活支援に係るボランティア参加を促進するなど、地域福祉の担 い手の育成と支援を図っています。

今後も、様々な福祉課題に直面する人々を地域で見守り、助け合いながら暮らしていくことができるよう、人材育成に向けた取組を進めます。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- 得意分野を活かし、地域活動への参加を積極的に行います。
- 地域活動における、企画・運営などに参画します。

〇 地域・団体での取組

- 困っている人を助ける旗振り役を行います。
- 教師、看護師、保育士など、仕事をリタイアした人を含め、地域における専門的な 知識を有する人材を発掘し、活動につなげます。

〇 市の取組

- 市社協と連携し、福祉ボランティアの育成と支援に努めます。
- 民生委員児童委員などの活動を支援し、地域福祉活動を推進します。

- ボランティアをしたい方とボランティアをしてほしい団体や施設をつなぐなど、 ボランティアのコーディネートを実施します。
- 次代を担う子どもたちや地域住民にボランティア活動についての情報発信と体験の機会を提供し、活動への参加を促します。
- 手話、点字、要約筆記などを学んで、聴覚障がい者、視覚障がい者、中途失聴・難聴者に対する理解と交流を深めるとともに、奉仕員として活躍する人材の育成を目指します。
- 地域活動を担う人材として、住民の主体的な活動をテーマとした講習会などを実施し、地域福祉活動ボランティアを育成していきます。

事 業 名	内容	担当課
市民後見推進事業	成年後見制度の周知	いきいき高齢課
介護支援ボランティアポイント事業	介護予防や生活支援に係るボラン ティア活動支援	いきいき高齢課
認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター等の養成	いきいき高齢課
介護に関する入門的研修事業	地域における多様な人材の介護職 への参入を促進等	介護保険課
子ども会ジュニアリーダー研修会 開催事業	ジュニアリーダーの育成	生涯学習課
地域学校協働活動推進事業	地域コーディネーターの養成等	生涯学習課

事業名	内容
地域福祉啓発事業(再掲)	・車いす体験、高齢者疑似体験などの体験学習を提供し、福祉への理解や関心を深めるとともに、福祉の担い手の育成を図ることを目的として、学校や地域、企業などと連携し、ボランティアや職員が講師となり、出前講座を実施します。
ボランティアセンター事業	 ・地域課題などニーズに密着したボランティア活動のコーディネートを行っていくとともに、人材の育成、リーダーの養成を図ります。 ・災害時は、市地域防災計画に基づき災害ボランティアセンターを設置、運営します。平時は、災害ボランティアセンターの設置訓練やボランティアの育成を行います。
地域包括支援センター 運営事業	・地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行います。・地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となり、チームとして連携を図りながら活動します。
奉仕員養成研修事業	・手話や点字、要約筆記を通して障がい者とのコミュニケー ション技術を学び、障がい者の社会参加を支えるボランティアの育成を行います。

■ 施策3 地域福祉活動団体等への活動支援

地域での見守り、健康づくり、生きがいづくり、介護予防、住民同士の交流など、地域では 様々な活動が行われています。これらの活動は地域で支え合い、助け合いながら暮らしていく ための重要な活動です。

これらの活動を広げ、充実化を図るとともに、活性化に向け、財政的支援やノウハウの提供、 ネットワークづくりに向けた支援などの取組を充実させていきます。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- 地域での活動に参加者として参加します。
- 地域の活動に関心を持ち、情報収集を行います。
- 様々な団体が実施する活動を知るとともに、企画・運営側としての参加に協力します。

〇 地域・団体での取組

- 市や市社協の制度を活用し、地域活動を活性化します。
- NPO法人化や有償ボランティアなど、持続可能な活動方法を検討します。
- 困っている人の相談窓口など、地域でできることを検討します。

〇 市の取組

- 町会やNPO・ボランティア等の活動を支援します。
- 市民活動をしたい人と市民活動を必要とする人とをつなぐ業務に取り組みます。

〇 市社協の取組

● 団体の福祉活動を活性化させ、市民が主体的に行う活動を促進します。

事 業 名	内容	担当課
民生委員児童委員活動支援事業	民生委員児童委員の活動支援	社会福祉課
地区民生委員児童委員協議会 支援事業	法定単位民児協の組織的活動の支 援	社会福祉課
市民活動補償制度実施事業	市民活動中の事故を補償する	市民生活課
佐野市ボランティア協会支援事業	協会の運営支援	市民生活課
市民活動参画支援事業	市民活動団体への支援	市民生活課
市民活動モデル町会支援事業	モデル町会への支援	市民生活課
町会支援事業	町会への支援	市民生活課

事 業 名	内容
地域福祉活動助成事業	・市内福祉団体の育成及び活動の推進のために活動費を助成 します。
	・地域福祉活動拠点の整備にかかわる助成をします。
社協バス管理運営事業	・市内福祉団体が研修・訓練、視察など実施する際にバス移
11 励べれ自生産音事業	動が必要な時、社協バス(福祉車両)を運行します。
	・市内18地区に設置された地区社協に対して、研修会の開
地区社会福祉協議会活動支援	催や運営に関する支援、情報提供を行います。
事業	・住民主体の地域福祉活動の活性化と推進を図るため、地区
	社協へ活動助成を行います。

■ 施策4 多様性を認め合う地域づくりの推進

性的指向やジェンダーアイデンティティ(性自認)など多様性を認め合う地域づくりに向けて、人権問題や男女共同参画、多文化共生等、講演会や研修会、広報紙・ホームページ等を通じた情報発信などの取組を実施してきました。

令和3 (2021) 年度のアンケート調査では、「男女の地位が平等になっていると考えている市 民の割合」は12.4%となっています。地域福祉の推進にあたり、地域社会のあらゆる場面にお いて、男女が対等の立場で共同参画できるよう啓発を充実していく必要があります。

外国人、性別、障がいの有無等に関わらず、市民一人一人が、互いに尊重し合い、多様性を 認め合いながら共に生きることのできる地域づくりを推進します。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- ◆ 人権啓発や男女共同参画に関する講演会等に参加します。
- 家庭において男女共同参画の意識に心がけます。
- 認知症や障がいなどに対する理解を深めます。

〇 地域・団体での取組

- 地域にお住いの外国人との交流の機会を検討します。
- 外国人などの言葉の問題なども含めた災害時の対応について検討します。
- 地域活動や災害時の対応に女性の視点を取り入れます。

〇 市の取組

- 個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合うことができるよう市民への啓発に努めます。
- 団体が行う啓発活動を支援します。

〇 市社協の取組

● 福祉に関する体験授業や交流、啓発イベントを通じて、地域住民同士が多様性を 認め合える地域づくりを推進します。

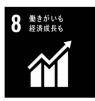
事 業 名	内容	担当課
国際交流協会支援事業	運営の支援	広報ブランド推進課
男女共同参画プラン策定事業	計画の策定	人権・男女共同参画課
男女共同参画ネットワークさの支援 事業	運営の支援	人権・男女共同参画課
人権推進啓発事業	様々な人権問題の啓発、パートナ ーシップ宣誓制度の運用	人権・男女共同参画課
障がい等理解促進研修・啓発事業	障がい等の理解を深めるための研 修・啓発	障がい福祉課
権利擁護事業	地域包括支援センターにおける権 利擁護の支援	いきいき高齢課
働きやすい職場づくり啓発事業	企業等への働きやすい職場づくり 及び人権の啓発	産業政策課

事 業 名	内容
社会福祉大会開催事業(再掲)	・広く福祉の理解と啓発を図るため、「佐野市社会福祉大会」 を開催します。
心身障がい児・者交流事業	・心身障がい児・者がイベントや旅行などボランティアといっしょに活動し、様々な体験や交流することで、心身障がい児・者の自立と社会参加を促進します。
地域包括支援センター運営事 業(再掲)	・地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行います。・地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となり、チームとして連携を図りながら活動します。

【基本目標2】 快適により安全で安心して暮らせるまちづくり

[SDGs関連指標]













■ 施策1 心と体の健康づくりや地域医療体制の充実

子ども、子育て世帯、高齢者、障がいのある方など、すべての方が健康で暮らしていけるよう、心や体の健康づくりに関する情報発信、相談支援、サロン活動などの取組を推進します。 また、必要な時に安心して医療を受けることができるよう、医師会、歯科医師会、関係機関等と連携して、地域医療体制の確保を推進します。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- 特定健康診査、がん検診など各種健康診査を定期的に受診し、健康状態を確認します。
- ウォーキングや体操など、継続的な運動習慣に心がけます。
- 福祉、医療サービスに関する情報収集に心がけます。

〇 地域・団体での取組

- シニアクラブや高齢者サロンの活動に取り組みます。
- 福祉、医療関係機関や行政機関など、地域の関係機関が連携して取組を推進しま す。

〇 市の取組

- 様々な機会を通じて市民の健康づくりへの意識の向上を図ります。
- 各種健康診査の受診率向上を図ります。
- 心の健康相談等を実施し、心の健康の保持に努めます。
- どこに住んでいても医療を受ける機会を持てるようにします。

〇 市社協の取組

● 在宅介護者のリフレッシュ事業や高齢者等の社会的孤独感の解消及び自立生活や 介護予防の助長のため地域に通いの場所を設置していきます。

事 業 名	内 容	担当課
市民病院救急医療等推進事業	救急医療等の運営費補助	健康増進課
特定健康診査事業	各種健康診査の実施	医療保険課 健康増進課
健康サポートさの活動推進事業	健康づくり推進活動、健康サポーターの育成	健康増進課
健康増進推進事業	各種健康増進事業を実施	健康増進課
がん検診等事業	各種がん検診等の実施	健康増進課
こころの健康づくり事業	自殺予防対策として相談等を実施	健康増進課
母子健康相談事業	子育ての悩み相談等を実施	健康増進課
いじめ防止アドバイザー活用事業	外部識者への相談等	学校教育課
教育相談事業	児童生徒及び保護者等の悩み相談	教育センター

事業名	内容
心配ごと相談事業	・市民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を 行い、安心して生活ができるよう相談支援を行います。
家族介護者交流事業	・在宅介護者を対象に、介護者同士の交流や介護技術の向上、介護 者のリフレッシュを目的に研修会などを開催します。
生活支援体制整備事業	・地域包括ケアシステムの生活支援・介護予防の中で、住民同士が支え合う仕組みづくりや担い手の養成を行います。 ・市全体の体制の充実、強化に関する協議を行う第1層協議体への参加と地域別の第2層協議体の開催を促進します。

■ 施策2 子ども・子育て支援の充実

こどもの健やかな成長と子育て支援に向けて、健康診査、情報発信、相談支援、助言・保健 指導、支援プランの作成、交流機会の場や機会の提供など様々な取組を実施しています。

また、仕事と育児の両立に向け、ワークライフバランスの実現に向けた取組を進めています。 誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう、妊娠期から子育て期に至るまで、地域に おける切れ目のない支援体制を充実させるとともに、ワークライフバランスの実現に向け、家 庭、学校、地域、企業、行政などが、それぞれの役割を担いながら取組を進めます。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- 小学校の登下校など子どもの見守りに協力します。
- 子どもの安全を見守るため、地域のパトロールなどに協力します。

〇 地域・団体での取組

- 子ども会、育成会などの地域活動を実施します。
- 子育て世帯の相談や交流の機会や場を提供します。
- 育児休暇の取得促進など、ワークライフバランスに向けた取組を推進します。

〇 市の取組

- 妊産婦・乳幼児等に対する継続的・包括的相談支援体制の構築、及び妊娠期から の健診受診率向上を図ります。
- 母子保健機能と児童福祉機能を一体化し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ継続的・包括的な相談支援体制の強化を図るとともに、母性並びに乳児、幼児の健康の保持増進に関する支援に努めます。
- 援護を必要とする子育て家庭への支援の充実を図ります。
- 子育て世帯の経済的・精神的負担の軽減を図ります。
- こどもの居場所や遊び場づくりの充実に努めます。
- 多様で弾力的な保育環境の充実に努めます。

- ファミリー・サポート・センターさのにおいて、会員同士の育児支援を実施します。
- 児童発達支援事業を行い、日常生活上の基本動作を習得しながら集団生活に適応 できるよう、心身の状況や環境に応じて適切な指導・訓練を行います。
- 障害児相談支援事業を行い、発達に心配のある幼児・児童が、日常生活や社会生活を自立して営むことができるようサービス利用の計画を作成し、相談援助を行います。

事 業 名	内 容	担当課
こども医療費助成事業	18歳までのこどもの医療費助成	こども課
子宝祝金支給事業	子の出産を奨励し、第1子より出 産祝い金を支給	こども課
ファミリー・サポート・センター 委託事業	子育ての支援	こども課
子育て世帯訪問支援事業	養育環境を整えるために育児・家 事援助の実施	家庭児童相談課
子育て短期支援事業	出産や育児ストレス等により一時 的に養育困難となった児童の代替 養育を実施	家庭児童相談課
妊産婦健康診査事業	妊産婦健康診査費用の助成	健康増進課
子育て世代包括支援センター運営 事業	妊娠・出産・子育てに関する各種相 談等の実施	健康増進課
乳児・幼児健康診査事業	乳児・幼児健康診査の実施	健康増進課
地域子ども・子育て支援事業	病児保育・延長保育等	保育課
養育支援訪問事業	養育に関する指導・助言等	家庭児童相談課
放課後子ども教室推進事業	児童の放課後等の居場所づくりの ための放課後子ども教室の実施等	生涯学習課

事業名	内 容		
ファミリー・サポート・	・子育ての援助に関する調整等を行い、会員のスキルアップ		
センター事業	のための講習会や交流会を実施します。		
	・通所により発達に心配のある児童に対し、日常生活におけ		
 児童発達支援事業	る基本動作の習得や、集団生活に適応することができるよ		
児里光建又抜争未 	う、適切な支援を行うとともに、保護者に対してもサポー		
	トします。		
	・発達に心配のある 幼児・児童が、自立した日常生活や社会		
障害児相談支援事業	生活を営むことができるよう、課題の解決や適切なサービ		
	ス利用のための計画を作成し、きめ細かい相談支援を行い		
	ます。		
(仮称)地域子育て応援事業	・地域住民による子育て支援、世代間交流などの活動を支援		
(新規事業)	します。		

■ 施策3 高齢者の福祉の充実

高齢者の健康づくりや生きがいづくりに向けては、個人の意識を尊重しながら、シニア地域 デビューの取組を踏まえ、学習機会の提供や、シニアクラブ、高齢者サロン活動への支援、通 いの場、高齢者福祉センターの運営など様々な取組を行っています。

また、高齢者の社会参加に向けては、シルバー人材センターを支援し、就労機会の確保に努めています。

2025 年には、すべての団塊世代が 75 歳以上となり、地域における高齢化はますます進行します。住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるよう、高齢者福祉の充実に向けた取組を推進します。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- 健康づくりや生きがいづくりに取り組みます。
- 介護予防や認知症予防など、地域の活動を活用しながら取り組みます。

〇 地域・団体での取組

- 高齢者サロンや通いの場などの運営に協力します。
- 参加者の固定化や事業のマンネリ化など、地域活動の活性化について検討します。
- 一人暮らしの高齢者やひきこもりがちな高齢者など、地域での見守り体制を充実 化します。

〇 市の取組

- 多様な活動機会の提供や就労支援を図ります。
- 高齢者の多様なニーズ等に対応できるサービスの充実に努めます。
- 高齢者の健康寿命を延ばすため、予防接種や健康教室への参加を促します。

- 地区社会福祉協議会と連携し、地域住民の支え合いによる高齢者等の見守り活動 を推進し、地域の福祉力の向上を図ります。
- 住み慣れた地域で誰もが安心して受けられる介護サービスや障がい福祉サービス、高齢福祉サービスを提供するとともにサービスの充実を図ります。

事 業 名	内 容	担 当 課
高齢者生きがい活動支援通所事業	通所の場、各種サービスの提供	いきいき高齢課
高齢者ふれあいサロン事業	ふれあいサロンの開設	いきいき高齢課
老人クラブ支援事業	クラブ活動に対する支援	いきいき高齢課
高齢者介護予防拠点施設運営事業	介護予防拠点施設の運営	いきいき高齢課
高齢者乳酸飲料愛のひと声事業	乳酸飲料配布による安否確認	いきいき高齢課
シニア地域デビュー推進事業	シニア世代の地域社会活動への参加促進	いきいき高齢課
生涯学習推進支援事業	生涯学習活躍人養成講座	生涯学習課
ふれあい収集事業	高齢や障がいなどによりごみ出し が困難な世帯に伺い、ごみを収集	環境政策課

事 業 名	内 容
ひとり暮らし高齢者等 見守り事業	・在宅後期高齢者のひとり暮らしの方等のうち、地域住民による見守りを必要とする方を対象に、地区社協による地域活動として、 月3回の見守り活動を実施します。
高齢者生きがい活動 支援通所事業	・高齢者の外出を促し、社会的孤独感の解消や自立生活の助長、介 護予防を目的として、通いの場を設置し、各種サービスを提供し ます。
葛生あくと高齢者 生きがい工房	・陶芸などを通じて高齢者が趣味を活かし、生きがいある生活が送 れるよう支援します。
居宅介護支援事業 (ケアマネジメント)	・介護保険の認定を受けた要支援者及び要介護者が適切なサービス を利用できるようケアマネジメントをし、居宅サービス計画の作 成と管理をします。
介護予防支援事業	・地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として、介護予 防ケアマネジメントを実施します。
通所介護事業 (デイサービス)	・介護保険の認定を受けた要支援者及び要介護者に入浴、食事の提供・その他日常生活上の介助及び機能訓練等の日帰り介護サービスを提供します。
高齢者福祉センター管理運営事業	・市からの指定管理により、センターの管理経営を行い、高齢者の 健康増進や教養の向上のため、各種サービスを提供します。(茂 呂山老人福祉センター、田之入老人福祉センター、田沼老人福祉 センター、葛生あくと福祉センター)

■ 施策4 障がい児者の福祉の推進

障がいのある方が安全に、安心して、自分らしく生活するために、福祉制度に関する情報発信や相談支援、各種障がい福祉サービスの提供など、様々な支援を実施してきました。また、障がい特性の理解啓発を促進するため、講演会・シンポジウム等を開催するとともに、障がい児者を支える福祉ボランティアの育成に努めてきました。

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の推進に取り組みます。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- 障がいに対する理解を深めます。
- 障がいのある方へのボランティア活動やふれあう機会に参加します。

〇 地域・団体での取組

- 行政や関係団体と連携し、より良い地域づくりに向けた取組に協力します。
- 事業所においては、障がいのある方への合理的配慮を提供します。

〇 市の取組

- 障がい児者の社会参加につながるよう、障がい特性の理解啓発の推進に努めます。
- 障がい児者が自立した生活ができるよう、必要な障がい福祉サービスを提供します。
- 障がい者の社会参加と自立支援に向けて、就労支援を行います。
- ◆特別な支援が必要な児童生徒の特性に応じた個別の指導を実施します。
- 障がいの早期発見・早期療育及び家族支援による予防支援に努めます。

- ボランティアなど他の参加者と交流や体験する機会を創出し、障がい児者の社会 参加を促進していきます。
- 児童発達支援事業を運営し、日常生活上の基本動作を習得しながら集団生活に適 応できるよう、心身の状況や環境に応じて適切な指導・訓練を行います。
- 障害児相談支援事業を行い、発達に心配のある幼児・児童が、日常生活や社会生活を自立して営むことができるようサービス利用の計画を作成し、相談援助を行います。

事 業 名	内 容	担当課
安心生活支援事業	地域生活を支援するための総合調 整	障がい福祉課
計画相談支援給付事業	福祉サービス利用者のための計画 策定の支援	障がい福祉課
相談支援事業	障がい児者及び保護者等からの相 談支援	障がい福祉課
安足地区身体障がい者 スポーツ大会開催事業	身体障がい者スポーツ大会の開催 及び参加支援	障がい福祉課
ふれあい収集事業(再掲)	高齢や障がいなどによりごみ出し が困難な世帯に伺い、ごみを収集	環境政策課

事 業 名	内容
心身障がい児・者交流事業 (再掲)	・心身障がい児・者がスポーツ活動や芸術鑑賞などボランティアといっしょに活動し、様々な体験や交流することで、 心身障がい児・者の自立と社会参加を促進します。
児童発達支援事業(再掲)	・通所により発達に心配のある児童に対し、日常生活における基本動作の習得や、集団生活に適応することができるよう、適切な支援を行うとともに、保護者に対してもサポートをします。
障害児相談支援事業(再掲)	・発達に心配のある 幼児・児童が、自立した日常生活や社会 生活を営むことができるよう、課題の解決や適切なサービ ス利用のための計画を作成し、きめ細かい相談支援を行い ます。

■ 施策5 移動サービス(公共交通等)の推進

高齢化の進展や運転免許の返納などに伴い、買い物、通院、地域活動への参加といった日常 生活における移動手段の確保が難しくなってきています。

令和3 (2021) 年度のアンケート調査では、「公共交通機関が便利であると思う人の割合」は 37.4%となっており、移動支援に対するニーズは今後益々高まっていくと考えられます。

移動手段の確保は、健康づくりや生きがいづくりにも影響するものであり、それぞれの地域 特性に応じた移動手段の検討、確保を進めていく必要があります。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- 福祉タクシー券や生活路線バス運賃助成などを活用します。
- 地域におけるボランティア活動等に協力します。

〇 地域・団体での取組

- 地域で高齢者等の移動を支え合う仕組みづくりを検討します。
- 地域における移動スーパーなどの利用を検討します。
- 買い物支援など、地域におけるボランティア体制の構築を検討します。

〇 市の取組

- 交通事業者相互の連携強化を働きかけ、乗継ぎ等の円滑化を図ります。
- 運行ルートやダイヤ調整等の運行サービスの向上に努めます。
- 地域の実情に応じた公共交通の利便向上を図り利用機会の拡大に努めます。

- 高齢者等の移送サービスについて、地域の社会資源の活用や連携を用いながら、 地域住民を主体とした支え合い活動を支援します。また、社会福祉法人の公益的 な取組としての実施への支援や、担い手となるボランティアの養成を行い支援し ていきます。
- 車イスを利用する高齢者等の買い物・通院、旅行など外出時の支援として、福祉車両を市民へ貸し出します。

事 業 名	内 容	担 当 課
生活路線バス運行支援事業	市民の移動の足を確保するための 生活路線バスの運行支援	市民生活課
障がい者福祉タクシー券給付事業	タクシー利用料の一部を助成	障がい福祉課
高齢者福祉タクシー運賃助成事業	タクシー利用料の一部を助成	いきいき高齢課
高齢者生活路線バス運賃助成事業	市営バスの運賃の半額を助成	いきいき高齢課
高齢者外出支援事業	通院する際の送迎	いきいき高齢課

事業名	内容
	・地域包括ケアシステムの生活支援・介護予防の中で、住民
生活支援体制整備事業(再掲)	同士が支え合う仕組みづくりや担い手の養成を行います。
	・市全体の体制の充実、強化に関する協議を行う第1層協議
	体への参加と地域別の第2層協議体の開催を促進します。
社協バス管理運営事業(再掲)	・市内福祉団体が研修・訓練、視察など実施する際にバス移
	動が必要な時は、社協バス(福祉車両)を運行します。
短礼中日然代山市兴	・福祉用具、福祉車両、イベント用具等の貸出しを行い、市
福祉用具等貸出事業	民の福祉・地域活動等を支援します。

【基本目標3】 市民参加による自立したまちづくり

[SDGs関連指標]











■ 施策1 地域住民等が集う拠点の整備

ボランティアやNPO等の市民活動を行う拠点として市民活動センターの運営、高齢者サロン等の開催場所として公民館の整備、福祉に関する相談やサービス提供を行う総合福祉センターの運営など、地域住民が集う拠点を整備しています。

利用対象者や利用時間、利用の申請方法のあり方や拠点までの交通手段の確保など、地域住民が利用しやすい拠点づくりに努めます。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- 活動に関する情報を収集します。
- 地域における活動に参加します。
- 様々な活動への参加を通じて、地域の方々と交流します。

〇 地域・団体での取組

- ◆ 公民館や、市民活動センター等を活用し、地域活動を行います。
- 空き店舗等を活用した活動について検討します。
- 活動拠点までの移動手段の確保について検討します。

〇 市の取組

- 地域住民等が気軽に利用・交流できる拠点を整備します。
- 公共施設の利用促進を図り、市民活動を支援します。

- 在宅高齢者等の外出を促し、社会的孤独感の解消や自立生活の助長、介護予防を 目的として、通いの場を提供します。
- 地域住民を主体とした地域課題への取組として、高齢者やこども達などの通いの場の設置運営に関して、相談援助などを行い、推進していきます。

事 業 名	内 容	担当課
市民活動センター指定管理事業	ボランティア等の活動拠点の運営	市民生活課
隣保館地域交流事業	地域住民との交流	隣保館
学校開放事業	校庭等の開放	スポーツ推進課
集会所周辺住民交流事業	地域住民との交流	隣保館
自治公民館整備支援事業	自治公民館の整備支援	市民生活課

事 業 名	内容
高齢者生きがい活動支援通所 事業(再掲)	・高齢者の外出を促し、社会的孤独感の解消や自立生活の助 長、介護予防を目的として、通いの場を設置し、各種サー ビスを提供します。
生活支援体制整備事業(再掲)	・地域包括ケアシステムの生活支援・介護予防の中で、住民 同士が支え合う仕組みづくりや担い手の養成を行います。 ・市全体の体制の充実、強化に関する協議を行う第1層協議 体への参加と地域別の第2層協議体の開催を促進します。
地区社会福祉協議会活動支援事業(再掲)	・市内18地区に設置された地区社協に対し、連絡会議など情報提供、意見交換の場を設定するとともに運営や地域課題解決に向けた取組への相談支援を行います。・住民主体の地域福祉活動の活性化と推進を図るため、地区社協へ活動助成を行います。

■ 施策2 地域住民の主体的な活動参加への支援

市民、町会、ボランティア団体をはじめとする地域住民により、子ども食堂や花いっぱい活動、清掃活動、防災活動などの市民活動や、高齢者の見守りや地域の防犯活動、運動会の開催などの地域活動、趣味などのボランティアサークル活動、高齢者サロンや通いの場の運営、地域での話し合いや地域懇談会への参加など、様々な活動が主体的に行われています。

このような活動に対する財政的な支援や活動紹介、ネットワークづくりなどによる支援を行い、地域福祉の推進に向けた取組を進めます。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- 市の広報や社協だよりなどにより、地域活動に関する情報を収集します。
- 市民活動や地域活動へ、企画・運営として参加します。

〇 地域・団体での取組

- ・ 市民活動やボランティア活動を積極的に展開します。
- 参加者の輪を広げるため、情報発信を行います。
- 活動の活性化に向けたネットワークづくりに取り組みます。

〇 市の取組

- 町会やNPO・ボランティア等の活動を支援します。
- 市民活動をしたい人と市民活動を必要とする人とをつなぐ業務に取り組みます。
- 市民活動に関する情報の収集や提供を行います。
- 町会活動に係わる人材の育成や地域活動を支援します。

- 地区社協の運営や活動への支援を通じて、住民主体による地域における生活課題 の解決に向けた取組を推進していきます。
- 生活支援体制整備事業の地域包括ケアシステムの生活支援・介護予防を通じて、 住民同士が支え合う仕組みづくりや担い手の養成を行います。
- 地域活動を担う人材として、住民の主体的な活動をテーマとした講習会などを実施し、地域福祉活動ボランティアを育成していきます。

事業名	内容	担当課
市民活動参画支援事業(再掲)	市民活動団体への支援	市民生活課
市民活動モデル町会支援事業(再掲)	モデル町会への支援	市民生活課
町会支援事業(再掲)	町会への支援	市民生活課
男女共同参画ネットワークさの 支援事業(再掲)	運営の支援	人権・男女共同参画課
市民体育祭開催支援事業	開催の支援	スポーツ推進課
町会運動会開催支援事業	開催の支援	スポーツ推進課
スポーツ少年団支援事業	団体への支援	スポーツ推進課
各地区むらづくり団体 イベント開催支援事業	団体への支援	農山村振興課

事業名	内容
地区社会福祉協議会 活動支援事業(再掲)	・市内18地区に設置された地区社協に対し、連絡会議など情報提供、 意見交換の場を設定するとともに運営や地域課題解決に向けた取組 への相談支援を行います。・住民主体の地域福祉活動の活性化と推進を図るため、地区社協へ活 動助成を行います。
生活支援体制整備事業(再掲)	・地域包括ケアシステムの生活支援・介護予防を通じて、住民同士が 支え合う仕組みづくりや担い手の養成を行います。 ・市全体の体制の充実、強化に関する協議を行う第1層協議体への参 加と地域別の第2層協議体の開催を促進します。
ボランティアセンター 事業 (再掲)	・地域課題などニーズに密着したボランティア活動のコーディネートを行っていくとともに、人材の育成、リーダーの養成を図ります。・災害時は、市地域防災計画に基づき災害ボランティアセンターを設置、運営します。平時は、災害ボランティアセンターの設置訓練やボランティアの育成を行います。
地域福祉啓発事業(再掲)	・車いす体験、高齢者疑似体験などの体験学習を提供し、福祉への理解や関心を深めるとともに、福祉の担い手の育成を図ることを目的として、学校や地域、企業などと連携し、ボランティアや職員が講師となり出前講座を実施します。
(仮称)地域子育て応援 事業(新規事業)(再掲)	・地域住民による子育て支援、世代間交流などの活動を支援します。
地域活動拠点整備事業	・地域における活動の拠点づくりを支援し、地域活動の基盤整備の促 進と住民による福祉活動の活性化を図ります。

■ 施策3 分野横断や多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

少子高齢化、核家族化などを背景として、ひきこもり、8050 問題、ヤングケアラー、老々介護、児童虐待、認知症の増加、生活困窮など、地域を取り巻く福祉課題が多様化、複雑化しています。身近に相談できる体制やワンストップで相談できる包括的な支援体制の構築を進め、相談対応を充実させるとともに、適切な福祉サービスへとつなげていく必要があります。

庁内関係各課や保健、福祉、医療、その他の生活関連分野の関係機関が連携し、多機関の協 働により福祉課題の解決に取り組む必要があります。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- 相談窓口の情報などを収集します。
- 自身や家族の困りごと、隣近所の変化など、相談できる先を見つけます。

〇 地域・団体での取組

- 町会と民生委員児童委員との連携や、高齢者サロンや子ども食堂などによる困り ごとの把握など地域での取組を推進します。
- 地域レベルでの相談体制や相談窓口づくりについて検討します。

〇 市の取組

- 福祉・保健・医療その他生活関連分野が連携し、多様なサービスを総合的に提供する体制の整備に努めます。
- 複合的な課題への解決に向けて、全庁的な連携のもと、包括的支援体制の構築を 図ります。
- 虐待への関心を高め、地域社会全体で虐待予防、早期発見・早期対応の支援体制づくりを推進します。

〇 市社協の取組

● 健康面や収入面など日常生活上の問題をはじめ、市民が抱えるさまざまな問題を 気軽に相談できる窓口を充実させ、関係機関と連携しながら問題の解決に向け相 談支援を実施します。

事 業 名	内容	担当課
福祉ホットライン事業	福祉相談員による相談等	社会福祉課
総合相談事業	地域包括支援センターにおける 総合相談	いきいき高齢課
認知症地域支援推進員等設置事業	認知症の人や家族への相談支援等	いきいき高齢課
包括的・継続的ケアマネジメント支 援事業	地域包括支援センターにおける介 護支援専門員への支援	いきいき高齢課
青少年相談事業	青少年の悩みごと相談	少年指導センター

事 業 名	内容
	・地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要
	な援助を行います。
地域包括支援センター運営事	・地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援
業(再掲)	することを目的として、保健師、社会福祉士、主任ケアマ
	ネジャーが中心となり、チームとして連携を取りながら活
	動します。
	・生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援する
生活困窮者自立相談支援事業	ため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を
	実施し、自立を支援します。
	・市民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援
心配ごと相談事業(再掲)	助を行い、安心して生活ができるよう相談支援を行いま
	す。
社会短兆社上海推护艇車 坐	・市内社会福祉法人の連携協働を推進し、地域に必要な貢献
社会福祉法人連携協働事業	活動に取り組みます。
(仮称)要援護者サポート事	・困りごとに対し、制度の紹介や関係機関へつなぐだけでな
業(新規事業)	く、細かな生活課題にも柔軟に対応し支援していきます。

■ 施策4 官民協働や補助事業活用の促進

地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても考える必要があります。公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や共同募金会の活用・推進、クラウドファンディングやふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組を推進していく必要があります。

また、地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用するなど、財源の確保に努めます。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- 市の広報や社協だよりなど、福祉に関する情報源に日頃から関心を持ちます。
- 地域福祉の推進に資する活動に積極的に参加します。

〇 地域・団体での取組

- 有償ボランティアやNPO法人化など、持続可能な活動方法について検討します。
- 市や社会福祉法人等との積極的な連携を進めます。

〇 市の取組

- クラウドファンディングやふるさと納税を活用した、財源確保を推進します。
- 国の補助事業を活用しながら、地域づくり、高齢者施策、障がい者施策、子育て支援施策など積極的に推進します。

- 市民の福祉に対する関心や理解を深めるとともに啓発を促していくことを目的に 佐野市と共同で佐野市社会福祉大会を開催します。
- 社会福祉法人の公益的な活動を促進するために、市内社会福祉法人と連携協働し、 法人同士と地域のつながりを充実し、活動を検討、実施していきます。

事 業 名	内 容	担当課
大学との地域連携事業	大学等との事業連携	広報ブランド推進課
空き家活用推進事業	空き家バンクの運営及び空き家 改修費の補助	建築住宅課

事 業 名	内容		
社会福祉大会開催事業(再掲)	・広く福祉の理解と啓発を図るため、「佐野市社会福祉大会」		
社玄僧仙人玄開催事表(丹狗) 	を開催します。		
社会福祉法人連携協働事業	・市内社会福祉法人の連携協働を推進し、地域に必要な貢献		
(再掲)	活動に取り組みます。		
	・共同募金を財源として、市社協の地域福祉活動の車両や備		
	品を整備します。		
共同募金配分事業	・共同募金を財源として市内の社会福祉施設や非営利団体に		
	対し助成をします。		
	・市内の被災世帯に見舞金または弔慰金を配分します。		
掛ば込動脚上敷借車要/五相/	・地域における活動の拠点づくりを支援し、地域活動の基盤		
地域活動拠点整備事業(再掲)	整備の促進と住民による福祉活動の活性化を図ります。		

【基本目標4】 地域福祉推進の体制づくり

[SDGs関連指標]









■ 施策1 権利擁護の推進

認知症や障がい等で判断能力が不十分であることにより、自己の判断で様々なサービスを適切に利用することが困難な人に対する日常生活支援や成年後見制度の利用促進など、権利擁護への取組を進めています。

また、過去に犯罪をした人の再犯防止に向けて理解を図るとともに、関係団体・機関と連携 を図りながら孤立しないよう取組を進めます。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- 認知症や障がいに対する理解を深めます。
- 市民後見人など、成年後見制度に対する理解を深めます。

〇 地域・団体での取組

- 地域での見守り活動を行います。
- 声かけや相談体制を整えます。

〇 市の取組

- 認知症や障がい等の理解を深めるための研修を行います。
- 佐野市成年後見制度利用促進基本計画を推進します。
- 佐野市再犯防止推進計画を推進します。

- 日常生活自立支援事業において、判断能力に不安のある高齢者や障がい者に対し、 金銭管理の代行や重要書類の保管など支援します。
- 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、意思決定が困難な方の判断能力 を補うため、市社協が裁判所の審判を経て、成年後見人となり、日常生活を支援し ます。

事 業 名	内 容	担 当 課
障がい等理解促進研修・啓発事業 (再掲)	障がい等の理解を深めるための研 修・啓発	障がい福祉課
市民後見推進事業(再掲)	成年後見制度の周知	いきいき高齢課
成年後見制度利用促進事業	成年後見制度の利用促進	いきいき高齢課
権利擁護事業(再掲)	地域包括支援センターにおける権 利擁護の支援	いきいき高齢課
働きやすい職場づくり啓発事業 (再掲)	企業等への働きやすい職場づくり 及び人権の啓発	産業政策課
佐野保護区保護司会支援事業	運営の支援	社会福祉課
佐野市更生保護女性会支援事業	運営の支援	社会福祉課

事 業 名	内容		
日常生活自立支援事業	・判断能力に不安のある高齢者や障がい者に対し、福祉サービス利用援助、金銭管理代行、大切な書類の保管など地域で安心して暮らせるよう支援します。		
法人後見事業	・認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、意思決定 が困難な方の判断能力を補うため、市社協が成年後見人、 保佐人、補助人となって権利を擁護し支援します。		
地域包括支援センター運営事業(再掲)	・地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行います。・地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となり、チームとして連携を図りながら活動します。		

一 佐野市成年後見制度利用促進基本計画 一

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条第 1 項に規定する基本的な計画に位置付けます。

計画期間は、第4期佐野市地域福祉計画・第4次佐野市地域福祉活動計画と連携し推進することから、同じ期間(令和6(2024)年度から令和10(2028)年度まで)の5年間とします。

1. 制度の理解促進

~①市民等への周知啓発について~

主な取組

◎ 市民への周知啓発

市民への周知啓発については、パンフレットやホームページの活用に加え、講演 会等を通じて、地域の関係団体等の要望に応じて成年後見制度の説明を拡充します。

また、講演会等においては、実際の成年後見制度の利用者及び成年後見人等の生の声を聴いてもらう機会を設けることなど、画一的な制度説明にとどまらない、より市民に身近な制度として理解されるよう取組を検討し、段階的に進めます。

◎ 専門職等への周知啓発

成年後見制度の利用を促進するためには、日常的に支援を必要とする人に接する機会の多い関係者の意識を高めることが必要です。法律・福祉等の専門職団体や地域の関係団体等に、適切な権利擁護の支援に結び付けるための研修等を実施します。

また、「チーム_(※)」をサポートする成年後見制度利用促進協議会_(※)に属する団体に対しても、成年後見制度の理解を効果的に進めるため、認知症サポーター養成講座と連携した研修も実施します。

- ※ 「チーム」とは、身近な親族、民生委員、地域包括支援センター、基幹相談支援センターなどが、日常的に本人を見守り、生活状況や権利擁護支援における地域連携ネットワークの情報から、本人が望んでいるであろう生活環境を推察し、財産管理や身上保護の支援をするために集まった人たちのことをいいます。(身上保護とは、成年後見制度の利用者が安心して生活が送れるよう、本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、施設等への入退去に係る手続きなどを行うこと。)
- ※ 成年後見制度利用促進協議会とは、法律・福祉等の専門職団体や地域の関係団体等から推薦をされた代表者 が委員となり、成年後見制度の理解と利用の促進を図るために協議する組織のことをいいます。また、「チーム」 に対して、各委員が持つ、法律・福祉等の専門的知識を助言し、支援します。

成果指標	実績	目標
	令和4年度(2022年度)	令和10年度(2028年度)
講演会等の参加者数(人)	61	70

— 佐野市成年後見制度利用促進基本計画 —

2. 成年後見制度の利用を必要とする人の支援

~①中核機関と成年後見制度利用促進協議会の設置について~

主な取組

◎ 中核機関 ∞ の設置

中核機関を、本市(いきいき高齢課)に設置します。

「高齢者の見守りネットワーク」や「民生委員による活動」、「向こう三軒両隣」、「認知症カフェ」、「老人クラブ」などの権利擁護支援における地域連携ネットワークに属するネットワークは、それぞれ個別に独立しており、横断的な連携が難しいことから、中核機関は、権利擁護支援における地域連携ネットワーク (※) 同士をつなぐ、調整役を務めます。

また、中核機関は、成年後見制度利用促進協議会の事務局を務めます。さらに、成年後 見制度利用促進基本計画の制度設計や、その実現に向けた進行管理も行い、制度の理解 と利用の促進を図るうえで、重要な役割を果たす機関となります。

◎ 成年後見制度利用促進協議会の設置

成年後見制度利用促進協議会を設置し、成年後見制度の理解と利用の促進を図るため、 地域全体の課題を継続的に検討、協議します。

成年後見制度利用促進協議会を構成する委員は、「弁護士会」や「民間団体」、「民生委員」、「地域包括支援センター」、「基幹相談支援センター」、「社会福祉協議会」などの、法律・福祉等の専門職団体や地域の関係団体等から選出します。

また、成年後見制度利用促進協議会の各委員は、個々の「チーム」に対して、専門的な知識から助言し、支援を行います。

※ 中核機関とは、権利擁護支援における地域連携ネットワークの調整役を担い、成年後見制度利用促進協議会の 事務局を担当する機関のことをいいます。また、「チーム」が成年後見制度利用促進協議会からの専門的助言を 受けることができるよう連携を図るとともに、成年後見制度に関する周知啓発も行います。

成果指標	実績	目標	
以 木 拍 惊	令和4年度(2022年度)	令和10年度(2028年度)	
成年後見制度利用促進 協議会の設置	1	1	

— 佐野市成年後見制度利用促進基本計画 —

2. 成年後見制度の利用を必要とする人の支援

~②権利擁護支援における地域連携ネットワークの強化と

「チーム」による本人への支援について~

主な取組

◎ 権利擁護支援における地域連携ネットワークの強化

成年後見制度利用促進協議会を構成する団体等は、それぞれ、研修会等に参加し、成 年後見制度に対する知識を深めます。

成年後見制度利用促進協議会の中で意識と知識を深めると同時に、成年後見制度利用促進協議会に参画する各団体やその団体が関わるネットワーク同士が連絡を取り合える関係を作り、日頃の活動等から得られる情報を交換し合うことで、権利擁護支援における地域連携ネットワークを強化し、支援を要する人の早期発見につなげます。

◎ 「チーム」による本人への支援

権利擁護支援における地域連携ネットワークの中で、支援を必要とする人を、直接支えるのは「チーム」です。

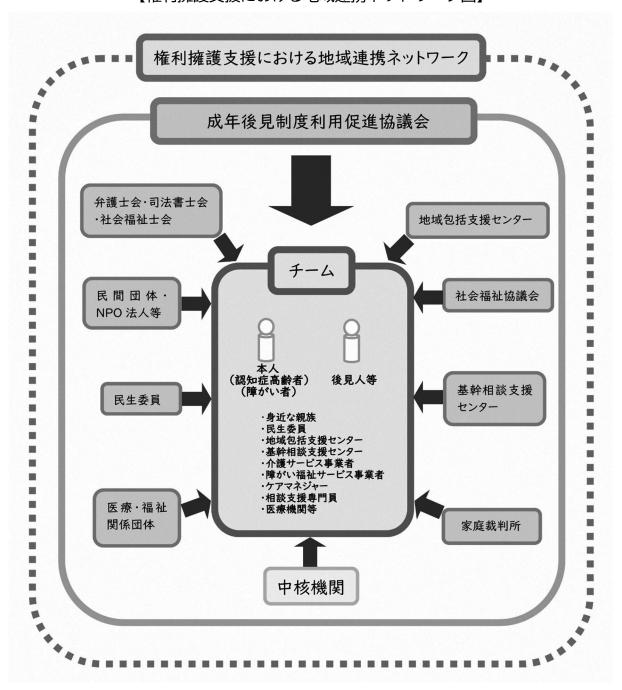
「チーム」は、日常的に本人を見守り、生活状況や権利擁護支援における地域連携ネットワークの情報から、本人が望んでいるであろう生活環境を推察し、財産管理や身上保護の支援を行います。

また、必要があれば成年後見人等を選任するための助言をし、成年後見制度の利用開始後は、新たに成年後見人等が「チーム」に加わり、支援を続けます。

成果指標	実績	目標	
	令和4年度(2022年度)	令和10年度(2028年度)	
地域包括支援センターにおける 成年後見制度に関する相談件数 (高齢者) (件)	146	223	
基幹相談支援センターにおける 成年後見制度に関する相談件数 (障がい者) (件)	27	40	

一 佐野市成年後見制度利用促進基本計画 —

【権利擁護支援における地域連携ネットワーク図】



○成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)(抜粋) (市町村の講ずる措置)

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

一 佐野市再犯防止推進計画 —

犯罪や非行をした人の中には、地域社会で生活していく上で様々な課題により、立ち直りに 多くの困難を抱える場合もあるといわれています。そのことが、再び犯罪や非行をしてしまう ことにつながることも考えられます。

犯罪や非行をした人が社会的に孤立することなく地域社会に復帰できるようにするためには、 多くの人の理解を深め社会全体で取り組んでいくことが必要であります。

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)」第8条第1項に規定する、「地方再犯防止推進計画」として位置付けます。

計画期間は、第4期佐野市地域福祉計画・第4次佐野市地域福祉活動計画と連携し推進することから、同じ期間(令和6(2024)年度から令和10(2028)年度まで)の5年間とします。

○再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)(抜粋)

(地方再犯防止推進計画)

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

○国における再犯防止等に関する近年の動向

【国における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率】

for No	刑法犯検挙者数		
年次		再犯者数	再犯者率
Н29	215,003 人	104,774人	48.7%
Н30	206,094 人	100,601人	48.8%
R1	192,607 人	93,967人	48.8%
R2	182,582 人	89,667人	49.1%
R3	175,041 人	85,032 人	48.6%

(出典:法務省 令和4年版再犯防止推進白書)

国における刑法犯検挙者中の再犯者数は、平成19(2007)年以降毎年減少傾向にあるものの、 再犯者率としては、近年48%台から49%台で横ばい状態にあります。

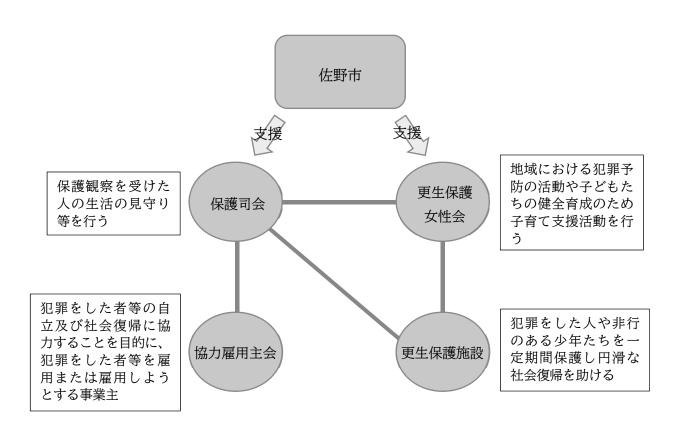
◎ 基本方針

- 再犯防止や更生保護の理解を深められるよう周知啓発を行います。
- 再犯防止等に関する取り組みを円滑に実施できるよう、関係団体等の活動を支援します。
- 犯罪や非行をした人が地域で自立できる体制を推進します。

◎ 主な取組

- 再犯防止等への理解促進のため、保護司会や更生保護女性会の活動をホームページ等で周知します。
- 犯罪をした人の立ち直りへの理解促進を図るため、パネル展等の開催に協力します。
- 保護司人材確保のため、あらゆる機会を通じ再犯防止等に関する活動への参加を呼び かけます。
- 保護司会及び更生保護女性会の運営を支援します。
- 生活困窮者などに対する就労支援、住居確保の取組などの各種福祉サービスの提供や 情報発信を行います。

再犯防止・更生保護に関わる活動支援体制



■ 施策2 防犯意識の高揚と防犯体制の整備

市民や市内事業者の防犯に対する関心を高め、自主防犯意識や地域安全意識を向上させるため、小学校やこどもクラブでの不審者対応訓練や防犯教室の開催、「佐野市ながら見守り協力隊」 の結成、防犯カメラの設置促進など、様々な取組を進めています。

市民が犯罪や、トラブルの当事者とならないよう、地域の多様な主体と連携し、防犯意識の高揚と防犯体制の整備を推進します。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- 防犯意識を持つとともに、防犯対策を取り入れます。
- 長期間留守にするときなど、お隣さんなどと声を掛け合います。

〇 地域・団体での取組

- 防犯パトロールを実施します。
- あいさつ運動などを実施し、犯罪を未然に防ぎます。
- 防犯啓発キャンペーンなどを実施します。

〇 市の取組

- 防犯教育や啓発により市民の防犯意識を高め、地域での見守りを推進します。
- 防犯灯や防犯カメラを効果的に設置します。
- 消費者トラブル防止の啓発に努めます。
- 犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、安全で安心して暮らすことが できる地域社会の実現を目指します。

- ひとり暮らし高齢者世帯等の見守り活動をはじめ地区社協など住民による見守り 活動を支援し、地域福祉活動を通して防犯意識の高揚と防犯体制を充実していき ます。
- 広報事業や地域包括支援センター事業の取組を通じ、高齢者等を狙う振り込め詐欺や悪徳業者の訪問販売などの情報提供や注意喚起をします。

■ 市の主な関連事業

事 業 名	内 容	担当課
消費生活啓発推進事業	消費者啓発講座の開催等	市民生活課
防犯対策・意識啓発事業	各種防犯施策の実施	危機管理課
防犯灯設置支援事業	防犯灯設置の支援	危機管理課
犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等に対する支援	危機管理課
消費生活センター運営事業	消費生活相談、消費生活出前講座 の実施等	市民生活課
通学路安全対策事業	通学路の安全点検	教育総務課
安全情報共有システム実施事業	学校安全情報メールの配信	教育センター

■ 市社協の主な関連事業

事業名	内 容
ひとり暮らし高齢者等 見守り事業 (再掲)	・在宅後期高齢者のひとり暮らしの方等のうち、地域住民に よる見守りを必要とする方を対象に、地区社協による地域 活動として、月3回の見守り活動を実施します。
地区社会福祉協議会活動支援事業(再掲)	・市内18地区に設置された地区社協に対し、連絡会議など情報提供、意見交換の場を設定するとともに運営や地域課題解決に向けた取組への相談支援を行います。・住民主体の地域福祉活動の活性化と推進を図るため、地区社協へ活動助成を行います。
広報事業(再掲)	・市社協が実施する事業や地域の福祉活動、市内外の災害ボランティアなど福祉情報を発信するため「さの社協だより」を年4回発行します。また、その他ホームページ、SNS、パンフレットなども併用し、情報の発信・提供を行います。
地域包括支援センター運営事業(再掲)	・地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行います。・地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となり、チームとして連携を図りながら活動します。

■ 施策3 交通安全の啓発と交通安全施設の整備

児童の登校時の安全確保に向けた交通指導員の配置、市民の交通安全意識の高揚に向けた交通教育指導員による交通安全教室の開催、通学路の整備、区画線、街路灯の設置など、ソフト、ハード面における交通安全対策を推進しています。

今後も、町会やシニアクラブ、学校等の協力の基、交通安全意識の啓発活動を推進するとと もに、通学路の安全対策や、交通安全施設の整備を進めます。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- 児童の登下校の見守りに協力します。
- 交通安全教室に参加します。

〇 地域・団体での取組

- 交通安全運動に協力します。
- 交通安全に関する通学路等における危険個所の点検を実施します。

〇 市の取組

- 交通事故の当事者となる割合が高い高齢者やこどもに対して交通安全の啓発に努めます。
- 安全な道路環境の整備に努めます。

〇 市社協の取組

- 地区社協における交通安全に関する取組を支援し、住民主体の地域福祉活動を通 して交通安全に関する意識啓発をします。
- さの社協だよりなどを通じて、市民へ地域における交通安全の意識啓発をします。

■ 市の主な関連事業

事 業 名	内容	担当課
交通指導員設置事業	児童等の通学時に安全な誘導を行 う交通指導員の設置	市民生活課
交通安全教育事業	交通安全教室の開催等	市民生活課
市道通学路整備事業	道路の改良	道路河川課
交通安全施設等整備事業	街路灯、カーブミラー等の整備	道路河川課
通学路安全対策事業(再掲)	通学路の安全点検	教育総務課

■ 市社協の主な関連事業

事業名	内 容
地区社会福祉協議会活動支援事業(再掲)	・市内18地区に設置された地区社協に対し、連絡会議など情報提供、意見交換の場を設定するとともに運営や地域課題解決に向けた取組への相談支援を行います。 ・住民主体の地域福祉活動の活性化と推進を図るため、地区社協へ活動助成を行います。
(仮称)地域子育て応援事業 (新規事業) (再掲)	・地域住民による子育て支援、世代間交流などの活動を支援 します。
広報事業(再掲)	・市社協が実施する事業や地域の福祉活動、市内外の災害ボランティアなど福祉情報を発信するため「さの社協だより」を年4回発行します。また、その他ホームページ、SNS、パンフレットなども併用し、情報の発信・提供を行います。

■ 施策4 地域で安心して暮らせる防災力の向上

地域防災力の向上を図るため、町会等の自主防災組織の設立促進や育成、防災士資格取得者への経費の補助をはじめ、防災関係機関、事業所、自主防災会等の参加協力を得ながら総合防災訓練を実施するなど、市民の防災意識の高揚や災害時への対応力の強化に努めています。

また、要介護認定者や障がい者など、災害が発生した際に自力での避難が困難となる方(避 難行動要支援者)に対しては、個別計画の策定を進めています。

地球温暖化の進行に伴う、台風や豪雨による風水害・土砂災害発生リスクの高まりに備えて、 さらなる防災力の向上が必要となっています。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- 地域の自主防災組織の活動に積極的に参加し、避難訓練などを行います。
- 災害に備え、食料等を備蓄し、避難先・避難経路・避難方法などについて確認しま す。
- 災害時に電話・携帯電話が使えないことを想定して、家族や知人と連絡を取り合う手段を事前に決めておきます。

〇 地域・団体での取組

- 災害に備えて事前に協議し、避難計画の作成などを行います。
- 防災士の人員増に向け、市が実施する防災士資格取得にかかる経費の補助金を積極的に活用するよう、地域に向けた周知を行う。
- 町会、消防団、民生委員等を中心とした組織の構築等について検討します。

〇 市の取組

- 避難行動要支援者支援体制の整備を推進します。
- 社会福祉施設等の安全対策に関する指導を実施します。
- 防災知識の普及・啓発を図ります。

〇 市社協の取組

- 災害ボランティアに関する情報提供や情報発信をします。
- 市との協定に基づき災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。
- 住民を主体とした地域福祉活動の取組として、防災をテーマとした研修会などを 開催します。また、地区社協での同様の取組を支援します。

■ 市の主な関連事業

事 業 名	内 容	担 当 課
防災対策事業	防災会議の開催等	危機管理課
防災対策用備蓄事業	災害時における食糧、飲料水等の 備蓄	危機管理課
総合防災訓練事業	防災訓練の実施	危機管理課
自主防災組織育成事業	地域住民による防災組織の設置、 育成	危機管理課
地域防災士育成事業	防災士資格取得者への補助及び防 災士自身のスキルアップ研修	危機管理課
避難行動要支援者対策事業	避難行動要支援者名簿等の作成	社会福祉課
特定空家等除去促進事業	老朽危険空家除却の補助	建築住宅課
空き家活用推進事業(再掲)	空き家バンクの運営及び空き家改 修費の補助	建築住宅課
通学路安全対策事業(再掲)	通学路の安全点検	教育総務課

■ 市社協の主な関連事業

	ハルナハ
事 業 名	内 容
ボランティアセ ンター事業 (再掲)	・地域課題などニーズに密着したボランティア活動のコーディネートを 行っていくとともに、人材の育成、リーダーの養成を図ります。・災害時は、市地域防災計画に基づき災害ボランティアセンターを設置、 運営します。平時は、災害ボランティアセンターの設置訓練やボランティアの育成を行います。
地区社会福祉協 議会活動支援事 業 (再掲)	・市内18地区に設置された地区社協に対し、連絡会議など情報提供、意見交換の場を設定するとともに運営や地域課題解決に向けた取組への相談支援を行います。・住民主体の地域福祉活動の活性化と推進を図るため、地区社協へ活動助成を行います。
生活支援体制整 備事業 (再掲)	・地域包括ケアシステムの生活支援・介護予防を通じて、住民同士が支え合う仕組みづくりや担い手の養成を行います。 ・市全体の体制の充実、強化に関する協議を行う第1層協議体への参加と地域別の第2層協議体の開催を促進します。
広報事業 (再掲)	・市社協が実施する事業や地域の福祉活動、市内外の災害ボランティアなど福祉情報を発信するため「さの社協だより」を年4回発行します。また、その他ホームページ、SNS、パンフレットなども併用し、情報の発信・提供を行います。
災害対策事業	・災害等緊急時に備え、災害用備蓄品、救援資機材の整備や維持管理を行います。
地域活動拠点整 備事業(再掲)	・地域における活動の拠点づくりを支援し、地域活動の基盤整備の促進と 住民による福祉活動の活性化を図ります。

■ 施策5 生活困窮者等への自立支援の推進

孤立することの無いよう地域のつながりを生かした見守りや声かけ活動による生活困窮者の早期発見・実態把握や本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談を実施し、必要な住宅の確保等、早期自立を促進します。

また、貧困の連鎖の防止に向け、経済的な困窮等の事情により支援が必要な児童・生徒に対する学習支援の強化を図ります。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- 身近な地域で困りごとがある人がいないか見守ります。
- 生活困窮者支援に関する理解を深めます。

〇 地域・団体での取組

- 地域住民の地域の中での居場所や役割の確保に努めます。
- 地域福祉活動やボランティア活動など助け合う地域づくりに向けた取組を行います。

〇 市の取組

- 住宅のバリアフリー化等、誰もが快適に生活できる環境整備を促進・支援します。
- 新たな住宅セーフティネット制度による、民間賃貸住宅を活用した住宅要配慮者 への支援制度の構築を進めます。
- 生活困窮状態にある世帯の子どもに対し、学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲 の向上を図ります。

〇 市社協の取組

- 生活課題を抱え、孤立しやすい個人や世帯に対し、地域住民の支え合いによる見守りや声がけ活動を活かした対象者の早期発見や状況把握をします。
- 気軽に相談できる窓口を充実させるとともに、関係機関と連携しながら生活困窮 世帯の生活再建や自立を目指し、相談者に寄り添いながら伴走型支援を行います。
- 生活困窮世帯、低所得世帯の生活課題の解決や生活再建を支援するため、生活福 祉資金貸付事業をはじめとする各種支援を実施します。

■ 市の主な関連事業

事 業 名	内 容	担当課
学習支援事業	生活困窮者世帯への学習支援	社会福祉課
住宅確保給付金給付事業	包括的かつ継続的な支援	社会福祉課
母子家庭等自立支援給付金給付事業	ひとり親等への自立促進を支援する	家庭児童相談課
住宅改修支援事業	高齢者等のための住宅改修支援	介護保険課
市営住宅維持管理事業	市営住宅の維持管理	建築住宅課
既存建築物耐震診断・改修等支援事 業	耐震診断・耐震改修等の補助	建築指導課

■ 市社協の主な関連事業

事 業 名	内容
生活困窮者自立相談支援事業(再掲)	・生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援する ため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を 実施し、自立を支援します。
生活福祉資金貸付事業	・低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯などを対象に無利 子または低利で資金の貸付を行い、世帯の自立を図りま す。
小口貸付資金事業	・生活困窮世帯に対し、緊急的に必要な資金の貸付を行い、 生活を維持できるよう支援します。
ひとり暮らし高齢者等 見守り事業 (再掲)	・在宅後期高齢者のひとり暮らしの方等のうち、地域住民に よる見守りを必要とする方を対象に、地区社協による地域 活動として、月3回の見守り活動を実施します。
居宅介護支援事業 (ケアマネジメント)(再掲)	・介護保険の認定を受けた要支援者及び要介護者が適切なサ ービスを利用できるようケアマネジメントをし、居宅サー ビス計画の作成と管理します。

■ 施策6 市と社会福祉協議会との連携強化

市町村社協は、社会福祉法に規定され、地域住民のほか民生委員児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、住民が住み慣れたまちで安心して生活できるように地域福祉活動を推進する中核的な役割を担う団体です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するための両輪となる計画であり、市 と市社協の連携なくしては進みません。様々な場面での連携を促進するとともに、お互いの協 力の基、地域福祉を推進します。

◎ 取組の方向性

〇 市民一人一人の取組

- 地域福祉の推進に向けた、市や市社協の活動に興味・関心を持ちます。
- 福祉課題における困りごとについて、市や市社協の相談窓口等へ相談します。

〇 地域・団体での取組

- 地区社協との連携を強化し、活動の充実を図ります。
- 市や市社協の主催する懇談会や協議会に参加します。

〇 市の取組

- 市社協を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置づけ、支援を行います。
- 市社協の活動内容を周知することに努めます。
- 市社協と連携し、各種ボランティア団体等の活動支援や情報提供に努めます。
- 市社協主催のイベント等に協力します。

〇 市社協の取組

- 地域福祉推進を担う中核組織として、地域内の多様な人・団体・機関の連携・協働の場(プラットフォーム)として機能していけるよう市をはじめ関係行政機関や社会福祉関係団体等との連携を図り、総合的な地域福祉体制の強化を図ります。
- 組織体制の強化、事業運営の透明性の確保、人材確保・定着・育成を進めていきます。
- 佐野市地域福祉活動計画の進行管理、事務事業の評価を行い、各年度の計画、予算 を見直していきます。

■ 市の主な関連事業

事 業 名	内 容	担当課
総合福祉センター運営事業	施設運営の支援	社会福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の自立支援	社会福祉課
奉仕員養成研修事業	手話・要約筆記・点字の講習会	障がい福祉課
ファミリー・サポート・センター 委託事業(再掲)	子育ての支援	こども課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置	いきいき高齢課

■ 市社協の主な関連事業

■ 甲科協の主な関連事業 事業名	
法人の運営	・地域福祉推進の中核団体として、地域内の住民・団体・機関の連携・協働の場(プラットフォーム)として機能していける
デジタル活用推進事業 (新規事業)	よう総合的な体制の強化を図ります。 ・デジタル技術を活用し、業務の効率化や作業負担の軽減を図るとともに業務や運営方法の見直しを推進します。
総合福祉センター運営事業	・市社協の本所として地域福祉推進の拠点となる総合福祉セン ターを管理運営します。
生活困窮者自立相談支援事業(再掲)	・生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施し、自立を支援します。
奉仕員養成研修事業(再掲)	・手話や点字、要約筆記を通して障がい者とのコミュニケーション技術を学び、障がい者の社会参加を支えるボランティア の育成を行います。
ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	・子育ての援助に関する調整等を行い、会員のスキルアップの ための講習会や交流会を実施します。
生活支援体制整備事業 (再掲)	・地域包括ケアシステムの生活支援・介護予防を通じて、住民 同士が支え合う仕組みづくりや担い手の養成を行います。 ・市全体の体制の充実、強化に関する協議を行う第1層協議体 への参加と地域別の第2層協議体の開催を促進します。
活動計画推進事業	・佐野市地域福祉活動計画の進行管理や事務事業の評価を行う ため、評価機関を設置します。
会員募集	・市民の主体的な参加による地域福祉の推進を目標に、市内全世帯を対象に趣旨に賛同いただき、会員として参加いただくことや自主財源の確保のため、普通会員、賛助会員、特別会員を募集します。
寄付金	・市社協の理念や事業活動に賛同いただき、活動財源である寄 付金を募集します。
収益事業	・地域福祉推進のための活動財源を確保するため、売店事業を 実施します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の普及啓発にあたっては、広報やホームページ、概要版の配布等を通じて、広く市民への周知を図ります。また、研修会、講習会などの機会を通じて、地域福祉に関する理解の普及を図ります。

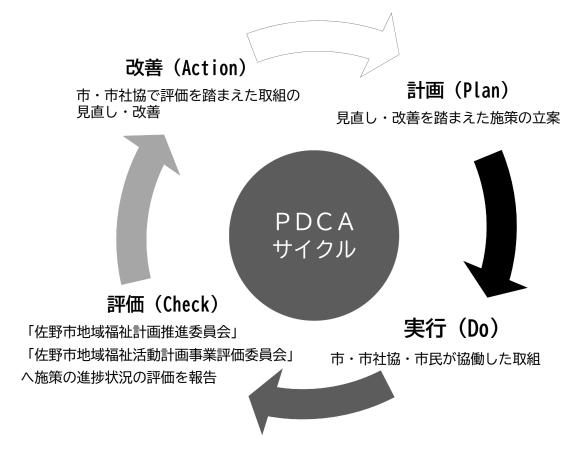
計画の推進にあたっては、市民をはじめ町会などの地域組織・ボランティア団体・NPO、 福祉サービス事業者、民生委員児童委員、市社協、行政など、多様な主体の協働による地域福 祉の推進を目指します。

2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、計画 (P:Plan)、実行 (D:Do)、評価 (C:Check)、改善 (A:Action) の PDCA サイクルを実施します。

計画等に定める成果指標等をもとに、施策の進捗状況について、市及び市社協の関係各課に おいて把握し、毎年開催される「佐野市地域福祉計画推進委員会」及び「佐野市地域福祉活動 計画事業評価委員会」で報告するとともに、意見を踏まえた見直し・改善を行い、施策を推進 していきます。

■PDCAサイクルに基づく計画の進行管理



◎ 関連資料

1 佐野市地域福祉計画策定懇談会設置要綱

令和4年6月30日告示第153号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条第1項の規定に基づき策定される 佐野市地域福祉計画(以下「計画」という。)又は同条第3項の規定に基づく計画の変更 の素案に関し意見を聴くため、佐野市地域福祉計画策定懇談会(以下「懇談会」という。) を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 懇談会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 佐野市地域福祉計画策定委員会設置要綱(令和4年佐野市訓令第12号)第1条に 規定する佐野市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)が作成する計画又 はその変更の素案に関し意見を述べること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事務

(組織)

- 第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 社会福祉、保健又は医療に関する事業に従事する者
 - (3) 社会福祉関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
 - (4) 教育関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
 - (5) 市民団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
 - (6) 更生保護団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
 - (7) 公募に応じた者

(任期等)

- 第4条 委員の任期は、計画が策定される日又は変更される日までとする。
- 2 市長は、前条第2項第3号から第6号までの規定のいずれかに該当する委員が推薦を 受けた団体を脱退したときは、当該委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 懇談会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、こども福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に 諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(佐野市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 佐野市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成19年佐野市告示第135号)は、廃止する。

(佐野市地域福祉計画策定市民会議設置要綱の廃止)

3 佐野市地域福祉計画策定市民会議設置要綱(平成19年佐野市告示第166号)は、廃止する。

(会議の招集の特例)

4 この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる懇談会の会議は、第6 条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2 策定懇談会委員名簿

■佐野市地域福祉計画策定懇談会委員及び佐野市地域福祉活動計画策定懇談会委員名簿

No.	選任区分		氏	名		団体名等	備考
1	⇔ ⇒\$\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$	佐	藤	佳	子	佐野日本大学短期大学	
2	学識経験者	山	田		実	栃木県弁護士会	
3	社会福祉、保健 又は医療に従事	綿	引	寿	男	佐野市医師会	
4	する者	関	根	絵	美	NPO 法人 風の詩	
5		須	佐	俊	彦	佐野市民生委員児童委員協議会	委員長
6		新	井	清	司	佐野シニアクラブ連合会	
7		小	幡	玲	子	佐野市手をつなぐ育成会	
8		船渡][[政	義	佐野市精神保健福祉会	
9		立][[勝	美	佐野市母子寡婦福祉連合会	
1 0		前	橋	美那	『子	佐野市在宅介護家族の会	
1 1	関係団体を代表 する者	产品	Ш	_	彦	地区社会福祉協議会 (田沼南部地区社会福祉協議会)	
1 2		奥	村	美位	生子	佐野市子ども会連合会	
1 3		久	村	純	<u> </u>	佐野市町会長連合会	*
1 3		新	里		登	佐野川町玄文建古玄 	*
1 4		廣	瀬	幹	雄	佐野市ボランティア協会	
1 5		横	田		勝	佐野保護区保護司会	副委員長
1 6		篠	﨑	秀	子	佐野市更生保護女性会	
1 7	公募による市民	Щ	П		仁	小苗	
1 8	公券による旧氏	髙	岩	美酒	#枝	── 公募	

(敬称略、順不同)

- ※「選任区分」は、佐野市地域福祉計画策定懇談会設置要綱及び佐野市地域福祉活動計画策定懇談 会設置要綱に基づく区分。
- * 策定期間中に委員が変更になったことによるもの

3 佐野市地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和4年6月30日訓令第12号 改正令和5年3月31日訓令第6号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項の規定に基づく佐野市地域福祉 計画(以下「計画」という。)の策定又は同条第3項の規定に基づく計画の変更を行うた め、佐野市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 計画又はその変更の素案の作成に関すること。
 - (2) 佐野市地域福祉計画策定懇談会設置要綱(令和4年佐野市告示第153号)第1条に 規定する佐野市地域福祉計画策定懇談会からの前号の計画又はその変更の素案に対す る意見を検討すること。
 - (3) 前号の検討を踏まえて、計画又はその変更の原案を作成し、これを市長に報告すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定又はその変更に関し必要があると認める 事務

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長はこども福祉部長を、副委員長は社会福祉課長を、委員は別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見 又は説明を聴くことができる。

(部会)

- 第6条 委員会は、市が策定する計画との整合性を専門的に調査研究するため、部会を置く。
- 2 部会は、前項の規定による調査研究の結果を委員会に報告する。
- 3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長は社会福祉課長を、副部会長は社会福祉課福祉総務係長を、部会員は別表第2に 掲げる職員をもって充てる。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」と あるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(佐野市地域福祉計画策定庁内検討委員会設置要綱の廃止)

2 佐野市地域福祉計画策定庁内検討委員会設置要綱(平成19年佐野市訓令第24号)は、廃止する。

附 則(令和5年3月31日訓令第6号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

政策調整課長 財政課長 行政経営課長 危機管理課長 人事課長 市民生活課長 環境政策課長 人権・男女共同参画課長 障がい福祉課長 こども課長 家庭児童相談課長 保育課長 医療保険課長 いきいき高齢課長 介護保険課長 健康増進課長 産業政策課長 スポーツ推進課長 都市計画課長 建築住宅課長 教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 少年指導センター所長

別表第2(第6条関係)

政策調整課政策調整係長 財政課財政係長 行政経営課行政経営係長 危機管理課防犯係長 人事課人事係長 市民生活課生活安全係長 環境政策課環境係長 人権・男女共同参画課人権推進係長 障がい福祉課障がい福祉係長 こども課こども育成係長 家庭児童相談課家庭児童相談係長 保育課事業係長 医療保険課年金係長 いきいき高齢課地域支援事業係長 介護保険課介護サービス係長 健康増進課地域医療係長 産業政策課産業政策係長 スポーツ推進課スポーツツーリズム係長 都市計画課計画係長 建築住宅課住宅政策係長 教育総務課総務係長 学校教育課学務係長 生涯学習課生涯学習係長 少年指導センター職員(職制上の補職名が副主幹の者に限る。)

4 佐野市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成 21 年 10 月 29 日告示第 218 号

(設置)

第1条 佐野市地域福祉計画(以下「計画」という。)を効率的かつ効果的に推進するため、佐 野市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を市長に提言する。
 - (1) 計画に関する課題に関すること。
 - (2) 計画に係る施策の改善に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の推進に関し必要があると認める事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 社会福祉、保健又は医療に関する事業に従事する者
 - (3) 社会福祉関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
 - (4) 教育関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
 - (5) 市民団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者

(仟期等)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 市長は、前条第2項第2号に該当する委員が同号の事業に従事しなくなったとき、又は同 項第3号から第5号までの規定のいずれかに該当する委員が推薦を受けた団体を脱退したと きは、その委員を解任することができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に 諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に委嘱される委員の任期は、第4 条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 施行日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定に かかわらず、市長が招集する。

5 佐野市地域福祉活動計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 佐野市における地域福祉活動の充実・強化を計画的、効果的に推進するための地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するために、社会福祉法人佐野市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)に、佐野市地域福祉活動計画策定懇談会(以下「策定懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 策定懇談会は、活動計画の原案に関して意見を述べること。
- 2 佐野市地域福祉活動計画策定委員会が必要と認める事務

(組 織)

- 第3条 策定懇談会は、20名以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者の中から市社協会長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 社会福祉、保健又は医療に従事する者
 - (3) 関係団体を代表する者
 - (4) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、活動計画の原案策定日までとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 策定懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、会務を統括し策定懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

- 第6条 策定懇談会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、その議長となる。
- 2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報 告)

第7条 会長は、活動計画の原案に意見を述べるときは、市社協会長に報告するものとする。 この場合において、市社協会長からの求めに応じ必要な説明を行わなければならない。

(策定委員会)

- 第8条 策定懇談会に、活動計画に基づく具体的な実務の検討を行うため佐野市地域福祉活動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。
- 2 策定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市社協会長が別に定める。

(アドバイザー)

- 第9条 策定懇談会に、活動計画の策定に関し助言等を行うアドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、社会福祉関係の専門的な知識、技術及び識見を有する者のうちから会長が委嘱する。

(庶務)

第10条 策定懇談会の庶務は、市社協総務福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか策定懇談会の運営に関し必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

6 佐野市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐野市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)の策定又は変更にあたり、社会 福祉法人佐野市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)に佐野市地域福祉活動計画策定委 員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を掌握する。
 - (1)活動計画又はその変更の素案の作成に関すること。
 - (2) 佐野市地域福祉活動計画策定懇談会設置要綱第1条に規定する佐野市地域福祉活動計画策定懇談会からの前号の活動計画又はその変更の素案に対する意見を検討すること。
 - (3) 前号の検討を踏まえて、活動計画又はその変更の原案を作成し、これを市社協会長に報告すること。
 - (4)前3号に掲げるもののほか、活動計画の策定又はその変更に関し必要があると認める 事務

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は常務理事、副委員長は事務局長を、委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

- 第6条 委員会に、専門的に調査研究するための部会を置く。
 - (1) 総務組織部会

- (2) 地域福祉・ボランティア部会
- (3) 生活支援部会
- 2 部会は、前項の規定による調査研究の結果を委員会に報告する。
- 3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 総務組織部会長は総務福祉課長を、副部会長は総務福祉課企画調整係長を、地域福祉・ボランティア部会長は田沼支所長を、副部会長は総務福祉課地域福祉推進係長を、生活支援部会長は生活支援課長を、副部会長は生活支援課福祉サービス係長を、部会員は別表第2に掲げる職員をもって充てる。
- 5 部会長は、部会の事務を掌握する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市社協総務福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月30日から施行する。
- 2 佐野市地域福祉活動計画検討委員会設置要綱(平成20年1月28日制定)は、廃止する。

別表第1 (第3条関係)

佐野市地域福祉活動計画策定委員会

NO	役職	選 出 区 分
1	委員長	常務理事
2	副委員長	事務局長
3	委員	総務福祉課長
4	委員	生活支援課長
5	委員	総務福祉課 法人経営係長
6	委員	総務福祉課 地域福祉推進係長
7	委員	総務福祉課 企画調整係長
8	委員	田沼支所長
9	委員	田沼支所 地域支援係長
1 0	委員	田沼支所 田沼老人福祉センター所長
1 1	委員	葛生支所長
1 2	委員	葛生支所 地域支援係長
1 3	委員	葛生支所 地域包括支援センターくずう所長
1 4	委員	葛生支所 葛生あくと福祉センター所長
1 5	委員	生活支援課 福祉サービス係長
1 6	委員	生活支援課 生活支援係長
1 7	委員	生活支援課 社協ケアプランセンター佐野所長
1 8	委員	生活支援課 地域包括支援センターさの社協所長
1 9	委員	生活支援課 さのチャイルドケアセンターすてっぷ所長
2 0	委員	生活支援課 さの社協相談支援センターほっぷ所長
2 1	委員	生活支援課 デイサービスセンターふくしの里所長
2 2	委員	生活支援課 ファミリー・サポート・センターさの所長
2 3	委員	生活支援課 茂呂山老人福祉センター所長
2 4	委員	生活支援課 田之入老人福祉センター所長

別表第2 (第6条関係)

佐野市地域福祉活動計画策定委員会部会

部 会 名	NO	担当
総務組織部会	1	総務福祉課長
	2	生活支援課長
	3	田沼支所長
	4	葛生支所長
	5	総務福祉課 法人経営係長
	6	総務福祉課 企画調整係長
	7	生活支援課福祉サービス係長
	8	総務福祉課 法人経営係員
地域福祉・	1	田沼支所長
ボランティア活動	2	葛生支所長
部会	3	総務福祉課長
	4	総務福祉課 地域福祉推進係長
	5	総務福祉課 企画調整係長
	6	葛生支所 地域支援係長
	7	総務福祉課 地域福祉推進係員
	8	総務福祉課 地域福祉推進係員
	9	田沼支所 地域支援係員
生活支援部会	1	生活支援課長兼さのチャイルドケアすてっぷ所長
	1	兼デイサービスセンターふくしの里所長
	2	生活支援課 生活支援係長
	3	生活支援課 社協ケアプランセンター佐野所長
	4	生活支援課 地域包括支援センターさの社協職員
	5	生活支援課 ファミリー・サポート・センターさの所長
	6	生活支援課 さの社協相談支援センターほっぷ所長
	7	生活支援課 茂呂山福祉老人センター職員
	8	生活支援課 田之入老人福祉センター職員
	9	田沼支所 田沼老人福祉センター職員
	1 0	葛生支所 地域包括支援センターくずう職員
	1 1	葛生支所 葛生あくと福祉センター職員

7 計画の策定経過

【令和4年度】

年月日	事 項	主な内容等
令 和 4	第1回佐野市地域福祉活動計画	・策定のスケジュール及び地区座談会の進め方の
(2022) 年	策定委員会	説明
9月28日		
10月~11月	地区座談会及び市民アンケート	・市内18地区にて地区座談会及び市民アンケー
		ト実施
11月10日	第1回佐野市地域福祉計画策定	・地域福祉計画策定の概要について
	委員会(書面会議)	
令 和 5	こども会議	・小・中学生の視点と声を計画に反映することを目
(2023) 年		的に実施
3月11日		
3月17日	第2回佐野市地域福祉活動計画	・地区座談会、こども会議の結果について
	策定委員会	
3月29日	第1回佐野市地域福祉計画策定	・地域福祉計画及び地域福祉活動計画について
	懇談会	・策定スケジュールについて
	第1回佐野市地域福祉活動計画	・地区座談会、こども会議の結果報告
	策定懇談会	

【令和5年度】

年月日	事 項	主な内容等
令 和 5	第3回佐野市地域福祉活動計画	・骨子案の協議、作業部会の説明
(2023) 年	策定委員会	
6月30日		
7月18日	第2回佐野市地域福祉計画策定	・第4期佐野市地域福祉計画及び第4次佐野市地
	委員会	域福祉活動計画骨子案について
10月5日	第3回佐野市地域福祉計画策定	・第4期佐野市地域福祉計画及び第4次佐野市地
	委員会	域福祉活動計画素案の協議・検討
	(書面会議)	
10月10日	第4回佐野市地域福祉活動計画	・第4期佐野市地域福祉計画及び第4次佐野市地
	策定委員会	域福祉活動計画素案の協議・検討

年月日	事項	主な内容等
10月16日	第2回佐野市地域福祉計画策定	・第4期佐野市地域福祉計画及び第4次佐野市地
	懇談会	域福祉活動計画(案)の協議・検討
	第2回佐野市地域福祉活動計画	
	策定懇談会	
10月19日	第4回佐野市地域福祉計画策定	・第4期佐野市地域福祉計画及び第4次佐野市地
	委員会	域福祉活動計画原案の協議・検討
	(書面会議)	
令 和 6	パブリック・コメントの実施	・市民からの意見等の募集
(2024) 年		
1月4日~		
2月5日		

8 用語集

(50音順)

用 語	説明
あ行	
ICT (アイ・シー・ティ)	Information and Communication Technologyの略
	で、情報(information)や通信(communication)に
	関する技術の総称。パソコンだけでなくスマート
	フォンなど、様々な形状のコンピュータを使った
	情報処理や通信技術。
SNS (エス・エヌ・エス)	SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)と
	は、インターネット上で社会的なネットワークを
	築くためのサービス。ソーシャルメディアと呼ば
	れることもある。
NPO (エヌ・ピー・オー)	Non Profit Organization の略で、民間や一般の
	市民により自主的に構成された営利を目的としな
	い活動を行う民間組織。特定非営利活動促進法(N
	PO法)に基づき設立された組織を「NPO法人」
	という。
か行	
介護保険	家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えるこ
	とを目的に、2000年に創設された制度。被保険者
	は65歳以上の方(第1号被保険者)と、40歳か
	ら64歳までの医療保険加入者(第2号被保険者)
	に分けられる。
介護予防支援	要介護認定で要支援の認定を受けた人が、介護予
	防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護
	予防に効果がある保健医療サービス、福祉サービ
	スを適切に利用できるよう介護予防サービス計画
	を作成し、それに基づいたサービス提供をするよ
	う関係各所と連絡・調整すること。

用語	説明
クラウドファンディング	群衆(crowd)と資金調達(funding)を組合せた造
	語。取り組みたい活動、企画、アイデアを持つ人
	が、インターネットにプロジェクトページを掲載
	し、活動への想いを社会に呼びかけ、広く支援者
	から支援を集める仕組み。
ケアマネジメント	介護を必要としている人やその家族が持つ問題や
	ニーズに対して、医療や保健、福祉などの多様な
	サービスが効率的に提供されるよう適切な助言・
	援助を行うこと。
ケアマネジャー(介護支援専門	要介護・要支援者やその家族からの相談に応じ、
員)	要介護・要支援者がその心身の状況に応じた適切
	なサービスを利用できるように、保険者である市
	町村やサービス事業者等との連絡調整や、介護サ
	ービス計画の作成などを行う者。
権利擁護	すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利
	を行使できるよう支援すること。
合理的配慮	障がいがある人にとっての社会的障壁(日常生活
	又は社会生活を営む上で障壁となるような社会に
	おける事物や慣行など)を取り除くために、障がい
	がある人からの求めに応じて必要かつ適当な変更
	及び調整を行うことであって、その実施に伴う負
	担が過重でないもの。
高齢化率	総人口における、65歳以上の高齢者人口が占め
	る割合。
高齢者疑似体験	様々な装具を身に着けることにより、高齢になっ
	たときの運動機能(関節の拘縮・筋力低下)や感覚・
	知覚(眼、耳、皮膚などの感覚機能)の変化、心理的
	変化を疑似的に体験するもの。
子ども食堂	子どもの居場所づくりを目的として、子どもに対
	して無料又は低料金による食事の提供、学習の支
	援等を行う施設。

用語	説明
コミュニティ	市町村などの地方自治体、地域を越えて連携した
	非営利組織、地域住民が生活している場所、消費、
	生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、
	芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流
	等が行われている地域社会の集団や圏域。
コンパクトシティ	人口減少、少子高齢化等の社会情勢の変化に応じ
	た持続可能な都市構造へと転換を図るため、集約
	型のまちづくりを総合的・一体的に推進する佐野
	市コンパクトシティ構想を平成31(2019)年3月
	に策定した。
さ行	
災害ボランティアセンター	災害時に被災地内外から支援に駆けつけるボラン
	ティアを、支援が必要な被災者と結びつけるため
	の役割を担う。有事の際に、市が設置する災害対
	策本部の要請を受け、社会福祉協議会が設置・運
	営する。
サロン	地域で生活している高齢者や障がい者、子育て世
	帯の人たちが、身近な地域において、気軽に出か
	けて仲間作りをしたり、一緒に食事をしたりする
	など、自由な雰囲気のもとで、ふれあい・交流する
	ことができる場のこと。
自主防災組織	主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自
	主的に連帯して防災活動を行う任意団体。
児童虐待	児童虐待の防止等に関する法律において、児童虐
	待とは、保護者がその監護する児童に対して行う
	「①身体的虐待」、「②性的虐待」、「③養育の怠慢・
	拒否(ネグレクト)」、「④心理的虐待」と定義され、
	虐待の禁止、早期発見、児童虐待を受けたと思わ
	れる児童を発見した者の通告義務、虐待を受けた
	児童への支援等が定められている。

用語	説明
市民後見人	社会貢献への意欲が高く、研修等により後見活動
	に必要な法律、福祉の知識や実務対応能力を身に
	つけた一般市民の中から、家庭裁判所により成年
	後見人等として選任された方。
社会的孤立	家族や社会との関係が希薄で、他者との接触がほ
	とんどない状態のこと。
社会資源	課題解決のために活用される各種制度、サービス、
	人材、組織・団体、活動、情報、拠点、ネットワー
	ク等、あらゆる物的・人的資源の総称。
社会福祉協議会	社会福祉法(第 109 条から 111 条)において、社会
	福祉に関する事業・活動を行う「地域福祉の推進
	を図ることを目的とする団体」と規定されている。
社会福祉法人	社会福祉法に基づき設立される法人で、社会福祉
	事業を行うことを目的とした、公益性の高い非営
	利法人。
住居確保給付金	休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそ
	れが生じている方々について、家賃相当額を給付
	する制度。
障がい者	障害者基本法に規定され、「身体障害、知的障害又
	は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社
	会生活に相当な制限を受ける者」と定義されてい
	る。
障害者手帳	障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障
	害者保健福祉手帳の3種の手帳の総称。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規
	定する更生援護を受けることができる者であるこ
	とを確認するための手帳。障がいの程度により1
	級から6級の等級に区分されている。

用語	説明			
生活困窮者	生活に様々な困難を抱えている人のことで、法律			
	では就労の状況、心身の状況、地域社会との関係			
	性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最			
	低限度の生活を維持することができなくなるおそ			
	れのある者と規定されている。			
生活困窮者自立相談支援	生活保護に至る前の、様々な問題を抱えている生			
	活困窮者の自立に対応するために、包括的な相談			
	支援を行うこと。			
生活支援コーディネーター	生活支援コーディネーターは「地域支え合い推進			
	員」とも呼ばれ、高齢者やその家族が暮らしやす			
	い環境を実現するため、地域の様々な支え合い活			
	動をつないだり、組み合わせたりする調整役。			
生活福祉資金貸付	低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、			
	資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、			
	その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在			
	宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活			
	を送れるようにすることを目的とした貸付金。			
生活保護	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じ			
	て必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の			
	生活を保障するとともに、自立を助長することを			
	目的とした国の制度。			
精神障害者保健福祉手帳	精神保健福祉法に基づき一定の精神障がいの状態			
	にあることを認定して交付することで、交付を受			
	けた者に対して各種の支援策が講じられることを			
	促進し、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参			
	加の促進を図ることを目的とする手帳。			

用 語	説明
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断
	能力を十分に発揮できない人について、契約締結
	等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った
	判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り
	消すことができるようにすることなどにより、こ
	れらの人を保護し、支援する制度。判断能力の程
	度などにより、「後見」、「保佐」、「補助」の3つに
	区分される「法定後見制度」と、判断能力がある時
	にあらかじめ代理人を選任し、任意後見契約を結
	んでおく「任意後見制度」がある。
た行	
第1層協議体	高齢者を支える分野の企業・団体職員等が全市的
	な課題を検討する場のこと。
第2層協議体	住民同士が地域の情報を共有し、課題に気付き、
	課題解決に向けた取組に向け主体的に行動するた
	めの「話合いの場」のこと。
男女共同参画	男女が社会の対等な構成員として、自らの意志に
	よってあらゆる分野の活動に参画し、均等に政治
	的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ
	共に責任を担うこと。
地域包括ケアシステム	概ね30分以内(日常生活圏域)で、生活上の安全・
	安心・健康を確保するための多様なサービスを、
	24時間365日を通じて利用しながら、病院等
	に依存せずに住み慣れた地域で尊厳を持った生活
	を継続するため、医療や介護の専門職のほか、地
	域住民やボランティアなど、地域全体で高齢者を
	支えていく仕組みのこと。

用語	説明
地域包括支援センター	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括
	的に支援する中核的機関として、市町村等が設置
	する機関。①総合相談支援、②権利擁護、③包括
	的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケ
	アマネジメントを担い、保健師、社会福祉士及び
	主任介護支援専門員が配置され、連携・協力して、
	総合的な支援を行う。
地区社会福祉協議会(地区社協)	地域住民が中心となって地域の福祉課題の解決に
	向けた最善の方策や支え合いの『福祉のまちづく
	り』の実現に向けて、さまざまな福祉活動を展開
	している任意の団体。
中途失聴者	聴覚障がい者の一区分で、音声言語獲得後に聴力
	が下がったり、聴力を失った人。
な行	
日常生活自立支援	認知症高齢者や障がいのある方等の中で、判断能
	力が十分でない方が地域で安心して日常生活を過
	ごせるように、援助・代行し社会福祉の向上を図
	る事業のこと。
認知症	脳の病気や障がい等様々な原因により、認知機能
	が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態。
	アルツハイマー型認知症や、血管性認知症等があ
	ప .
認知症サポーター	認知症サポーター養成講座を受講した方で、講座
	を通じて認知症の正しい知識やつきあい方を理解
	し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族の
	支援を行う。
は行	
8050問題	80代の親とひきこもり状態などの50代の子が
	同居する世帯の孤立化・困窮化に伴う様々な問題
	のこと。

用語	説明
バリアフリー	誰もが安心して生活していくために、日常生活や
	社会生活における物理的・心理的な障がいや、情
	報に関わる障壁などを取り除くこと。
ひきこもり	仕事や学校に行けず家にこもり、家族以外と交流
	がない状況またはそうした生活をしている人。
避難行動要支援者	高齢者や障がい者等、災害発生時に自ら避難する
	ことが困難な人のこと。
ファミリー・サポート・センター	育児や介護の援助を受けている人と、援助を行い
	たい人が会員となり、互いに助け合う会員組織の
	こと。
福祉用具	介護や介助が必要な方が自立した生活を送れるよ
	うに、日常生活やリハビリなどをサポートするた
	めの用具や機器。
法人後見	認知症、知的障がい、精神障がい等により、物事を
	判断する能力が十分でない方の権利を保護するた
	め、財産管理や契約手続きなどについて、家庭裁
	判所から選任された後見人などが代理で行うこ
	と。
ボランティア	個人の自発的な意思により、福祉等の事業活動に
	参加する人、もしくは行為そのもののこと。
ま行	
民生委員児童委員	民生委員は、それぞれの地域において、地域住民
	の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行って
	いる方々で、児童委員を兼ねている。児童委員は、
	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう
	に、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中
	の心配ごと等の相談・支援等を行う。

用語	説明
や行	
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担う
	ようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、
	介護、感情面のサポートなどを行っている、18
	歳未満の子どものこと。
要介護者	日常生活における基本的な動作が困難で、誰かに
	介護をしてもらわないと生活が難しい状態の方。
	食事や入浴、排泄など身の回りのことを自力で行
	うことができず、日常生活全般において介護が必
	要となる。運動機能の低下以外にも、思考力や理
	解力の低下も見られる。
要支援者	日常生活の基本的な動作は自力で行えるが、負担
	の大きい家事などには多少の支援が必要な状態の
	方。例えば、ひとりで入浴はできるが浴槽の掃除
	は難しく、生活支援が必要な状態など。適切な介
	助や支援を受けることで、要介護状態への予防が
	期待できる。
要約筆記	話の内容をその場で要約し文字にしてスクリーン
	等で伝える筆記通訳。
ら行	
療育手帳	知的障がいのある方に対して、一貫した指導・相
	談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすく
	することを目的として交付する手帳。
わ行	
ワークライフバランス	仕事と生活のバランスがとれた状態のこと。ワー
	クライフバランスが実現された社会は、「就労によ
	る経済的自立ができること」「健康で豊かな生活の
	ための時間が確保できること」「多様な働き方・生
	き方が選択できること」という3つを兼ね備えた
	社会とされている。

第4期佐野市地域福祉計画 第4次佐野市地域福祉活動計画 令和6(2024)年3月

発行 佐野市

社会福祉法人佐野市社会福祉協議会

編集 佐野市こども福祉部社会福祉課

社会福祉法人佐野市社会福祉協議会総務福祉課

【佐野市 こども福祉部 社会福祉課】

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

TEL: 0283-20-3020 FAX: 0283-24-2708

E-mail: fukushi02@city.sano.lg.jp URL: https://www.city.sano.lg.jp

【社会福祉法人 佐野市社会福祉協議会 総務福祉課】

〒327-0003 栃木県佐野市大橋町 3212 番地 27 (佐野市総合福祉センター内)

TEL: 0283-22-8100 FAX: 0283-22-8199

E-mail: soumuhukushi@sanoshakyo.or.jp URL: https://www.sanoshakyo.or.jp

